

# 茨城統計 (創刊號目次)



表紙……………茨城縣廳全景  
 繪……………總裁——會長——副會長——創立總會

統計は國運進展の礎——發刊の辭に代へて……………知事 阿部嘉七〔一〕  
 統計協會の使命……………茨城縣統計協會長 乾武〔二〕

何ゆる調査過大の論議を醸したか……………茨城縣統計協會副會長 川崎末吉〔三〕  
 統計とは……………經濟學博士 阿部賢一〔五〕

統計思想の普及と利用の觀念……………内閣統計局長 長谷川越夫〔六〕  
 祝……………資源局長 川久保修吉〔七〕

創刊を祝す……………農林大臣官房統計課長 本多佐七〔八〕  
 喜びの新春を迎へて……………商工大臣官房統計課長 岸信介〔九〕

寔に慶賀に堪へず……………東京統計協會會長 男爵 阪谷芳郎〔二一〕  
 茨城縣統計協會雜誌創刊を祝す……………柳澤統計研究所總裁伯爵 柳澤保惠〔二二〕

水戸の義公と頼山陽……………統計學社々長 横山雅男〔二三〕  
 ある角度より視たる……………  
 産業統計調査費國庫補助と調査員の報酬……………栃木縣統計課長 加地成雄〔二六〕  
 意義深き年頭の企劃……………千葉縣統計課長 平山滋春〔二九〕  
 共同協力の要……………長澤柳作〔三〇〕



町村の統計事務を重視せよ……………關本町役場内 池田 穰〔三三〕  
 祝發刊……………鹿島郡統計事務所研究會長 小澤清藏〔三四〕

實務 統計調査の葉……………  
 茨城縣統計協會創立總會……………〔三五〕  
 統計報告期限表……………〔三六〕  
 米生産統計調査査閱……………〔三七〕  
 本縣の調査員數……………〔三八〕  
 眞壁郡統計部總會……………〔三九〕

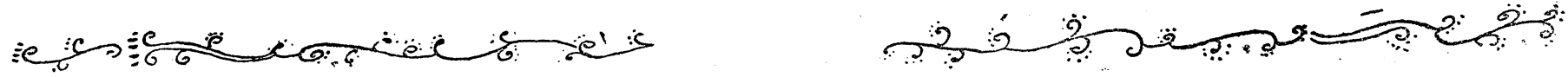
北相馬郡統計事務所研究……………〔四〇〕  
 昭和九年における養蠶農家の收入……………〔四一〕  
 縣民百五十七萬二千八百二人……………〔四二〕

人口統計に現はれた數々相……………〔四三〕  
 各町村の現住戸數と人口……………〔四四〕  
 興味ある人の出入……………〔四五〕  
 縣産一億七千萬圓……………〔四六〕

逐年發達する本縣の園藝……………〔四七〕  
 地方統計主任官會議……………〔四八〕  
 統計俳壇……………〔四九〕  
 統計川柳……………〔五〇〕

統計調査員移動……………〔五一〕  
 寄贈圖書……………〔五二〕  
 茨城統計と廣告の効果……………〔五三〕  
 編輯後記……………〔五四〕

前田猶春選……………〔五七〕  
 山中緋郎選……………〔五八〕



統計は國運進展の礎

—發刊の辭に代へて—

茨城縣統計協會總裁  
茨城縣知事

阿部嘉七

今回本縣統計協會設立せられ新春に當り其の創刊號を發刊するに際し、所懐の一端を述ぶるの機會を得ましたことは、私の寔に欣快とする所であります。

惟ふに現下我國の情勢は、外滿洲事變を契機として聯盟脱退の餘儀無きに到り、更に華府軍縮條約の廢棄等幾多の國際重要問題に遭遇し、内に於ては國を擧げて深刻なる不況に沈淪し加ふるに甚大なる風害と異常なる冷害とは一般産業界に一大打撃を與へ、眞に未曾有の國難に逢着して居ります。

此の難局を打開し、國運の伸張を圖る爲には全國民齊しく非常の覺悟を以て政治に、産業に、經濟に、其他社會各般に亘り、根本的に刷新改善を加ふる必要あるものと信ずるのであります。殊に中小商工業の匡救農山漁村經濟更生計畫の樹立は焦眉の急務であります。

然るに統計は之等諸般の施設計畫に對し基礎的資料を與ふるもので、其の正否は延て施設並事業の成果に至大の影響を生ずるばかりでなく國運の進展、國民の福祉に重大なる關係を有するのであります。

幸にして本縣に於ける統計の現状は、近年大いに之が進歩發展を見、隣縣千葉と共に優良縣に數へらるるに到りしと雖も、元來我が國の統計が最近の發達に係り一般民衆の統計に關する知識甚だ幼稚なるが故に未だ完璧の域に達するを得ず、刷新向上を要する點も多々あることと存せらるるのであります。之が實現には非常なる困難を伴ふべく、當路者として大いに苦慮しつつある問題であります。

此の時に當り官民相圖り、統計協會を設立し統計思想の普及徹底と統計調査の刷新改善を企てんとするは寔に時宜に適したる施設にして、其の裨益する所鮮少なからざるものと信ぜられ御同慶に堪えない所であります。希くは關係者各位本協會の使命の重要なに鑑み協力一致其の發達に貢獻せられ、充分其の効果を收められんことを祈つて止まない次第であります。



## 統計協會の使命

茨城縣統計協會會長  
茨城縣知事官房主事

乾

武

多年の懸案でありました、本縣統計協會が昨年十月八日創立されました。會則の命する所に依り不肖不敏をも不省初代會長の重責を汚すこととなりました。

就きましては會務も漸く整ひ茲に機關雜誌「茨城統計」を發行するの運びとなり、其の創刊號を發刊するを得るに至りましたことは私の寔に欣びに堪えない所であります。

「統計」に對する國家社會の要望が著しく切實となり、統計事務の刷新改善は我が國に於ける現下の緊要事とされて居ります。殊に刻下の非常時局に際し、是が難局を打開する資料として統計の必要は益々緊切の度を加へつゝあるのでありますから之が調査に従事する者の責任も一層重きを覺ゆると同時に、其の調査をして益々正確にし之を敏速に發表して社會の各方面に提供することは寸時も忽にすべからざるものと存するのであります。

由來統計事務は其の範圍頗る廣汎でありまして、殊に産業統計は國民生活と離るべからざる關係を有するものであります。之が調査の改善統一を期することは仲々容易ならざる問題で到底從來の官公機關のみにては充分の成果を收むること困難と存せらるゝのであります。

此等の點に鑑みまして本統計協會が設立せられ、一面統計調査關係者の素質の向上を圖り、各々其の機能を發揮せしめ、他面一般民衆に對し大いに之が思想の普及をなし充分なる理解をなさしめ兩々相俟て所期の効果を擧げんとするものであります。幸ひにして縣下會員たる各市町村の御賛同を得、且つ多數の御援助を得て會の基礎愈々固く、茲に事業に向つて邁進することとなつたのであります。

冀くば會員諸君、本會の意義目的を理解せられ、其の使命の達成に格段の御援助を切望する次第であります。

尙終りに臨み本誌發刊に際し寄稿を賜りたる各位並に本會に格別なる御援助を賜りたる諸賢に對し、深甚なる謝意を表し併せて將來一層の御指導と御後援とを御願する次第であります。

## 何ゆゑ調査過大の論議を醸したか

茨城縣統計協會副會長  
茨城縣統計課長

川崎末吉

昨年十月八日發會致しました我が統計協會が會員諸氏の御鞭撻と多數後援者の御援助とに依り、其の準備着々整ひ、早くも機關雜誌「茨城統計」を發行することに到りましたことは、寔に御同慶に堪えない次第であります。

統計は各般の施設計畫並に學術研究の必須資料として、重大なる使命を有するものでありますから、調査する者も、調査せらるゝ者も、常に其の心懸を以て調査をして正確完全のものたらしむるに努力することが最も緊要の事

であると思ふのであります。

然し乍ら實際の現況を見ますと、國勢調査以外には、其の調査方法、調査機關等も殆んど一般に理解せられず爲に誤解を招ぐ事あるは甚だ遺憾に存する次第であります。

一例を申し上げますれば、昭和九年に於ける米第一回豫想收穫高であります。豫て新聞紙上等に依り御承知の通り、調査過大の論議をさへ生じました。

米第一回豫想收穫高は九月二十日現在で米の作柄を見て其の年の收穫高を豫想するのであります。昨年の調査當時に於きましては、冷氣の爲相當の不安ありしと雖も、果して幾何の被害あるやは見込立たず、農家に於ても、決して夫れ程悲觀しては居らなかつたのであります。

それでありますから二百八萬七千二百石の收穫を豫想せられたので、是が調査は現に實際に農業を經營して相當に自信と經驗を有する縣下約三千九百人の調査員より纏めたものでありまして、決して無經驗の者が机の上で作つた調査では無いのであります。

勿論其の中には、其の當時迄に冷害をはつきり認むることが出来まして、相當の減收を見越して報告したる所もあり、又前年異常なる旱害を受けたる爲本年の收穫が増收を示した地方も有つたのであります。

然し其の後の天候依然として恢復せず、調査の翌日には大暴風をも生じ、是等の被害も著しき爲遂に悲觀説が有力となりまして調査過大等の論議を惹起したのであります。若し九月二十日以後の天候米作に申分なく且其後の大暴風無かりしものとしたならば或は是等の論議も生ぜざりしものとも思はるのであります。

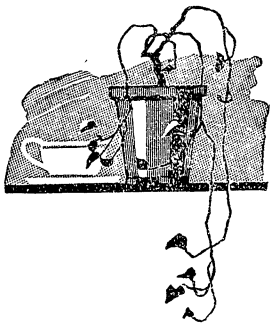
何日現在と日を定めて調査するものは、其の調査當日を基準として寫實的のもので、決して其の後の状況に支配せらるゝものでは無いのであります。

要するに縣民各位が、調査方法並調査の機關等を充分理解したらんには斯の如き問題は生ぜざりしものと思はるゝのであります。此の一点のみにても本協會の設立は實に意義あるものと存せらるゝのであります。今後本誌を利用致しまして統計思想の普及に努め、且つ統計關係者の連絡統一と其の素質の向上を圖り、縣を擧げて協心戮力以て統計の眞價を發揚致したく存じますから何卒絶大なる御援助を賜りたく切望致す次第であります。

大量觀察の結果として生じた數字を統計といふ。大量觀察とは、或る時、或る場所における一定の集團的現象を、谷々その組成分子の單位單位に全部にわたつて觀察し計量する事で、その結果として出来上つた數字が統計である。随つて統計は、我々のいはゆる見積とか一束的の推定と違つて、單位單位の實地觀察の結果綜合的に出来るのが正確な意味においての統計である。例へば一族といふ單位に就て觀察を行ひ（普通は一定の書入式用紙を用ひる）これを全國に及ぼしたものが社會局の人口統計である。

斯様に人口、經濟、道德、教育、政治は勿論、天文氣象その他各方面に互つて大量觀察法を行ひ、その結果人口統計經濟統計その他各種の統計が出来る。

今日自然的現象及び社會的現象に關する統計は科學研究の基礎をなし、又政策樹立の指針となつて多大の貢獻をなしてゐる。（經濟學博士阿部賢一）



## 創刊を祝うて

—寄せられた玉稿—

### 統計思想の普及と利用の觀念

内閣統計局長 長谷川 越夫

茨城縣統計協會が此度本誌の創刊號を刊行せらるゝ運に至つた事は、寔に慶賀に堪へない所である。而して、本誌の重要な任務の一は、統計思想の普及を圖ることに在るものと考へるので、是に就いて所信の一端を述べて祝辭に代へ度いと思ふ。

各級の行政施設が其の所期の目的を達成する爲には、固より國民の協力を必要とするものではあるが、統計調査に就いては特に其の感を深くするものである。何となれば、統計調査は其の基礎資料を國民の箇々の申告或は多數の調査員の觀察に求むるものであつて、調査結果の正確なると否とは、一に此等のものゝ内容如何に繋るからである。従て、一般國民の統計に對する理解を促進し、調査員の統計に關する知識を啓發することは、調査結果の正確を期する爲の根本を爲すものと謂ふても過言ではない。統計思想普及の必要な所以は先づ第一に此の點に在る。

更に、統計が國家並に地方各級政策施設の基礎たるべきものであることは、茲に述ぶる迄もない所であるが、統計の目的は是を以て盡くるものではなく、或は民間各種事業經營の基礎として、或は一家經濟の指針として、極めて重要な資料を提供するものである。然るに現在に於ては、統計材料の申告又は蒐集に眞摯なる國民も、其の結果如何に注目し、之を利用せんとする觀念に缺くる所が多い様に思はれる。斯の如き事は、統計の任務の一半を失ひ、其の價値を減殺するものであつて、寔に遺憾に堪へない所である。統計思想の普及は、第二段として、此の國民に於ける統計利用の觀念の向上に及ぶべきものであると信ずる。

併し乍ら、統計思想の普及は、決して一朝一夕を以て爲し得べきものではなく、不斷の倦まざる努力に依つてのみ始めて成果を擧げ得るものである。此の意味に於て、統計協會が雜誌を定期的に發行するが如き事は、最も適切なる方途と謂ふべきである。本誌が今後愈々健全なる發達を遂げ、常に如上の統計思想の普及に努力せられん事を切望する次第である。

## 祝 辭

官長局源資  
吉修保久川

國家諸般の政策を研究するに當り社會各級の事象に對する精確なる科學的認識を其の基調とするは近代一般行政の一特徴にして之が方法としての統計的考察は漸次緊切の度を加へつゝあり、就中資源の統制運用準備施設を講ずるに於て其の必要痛切なるものあり。

然るに輓近社會經濟に關する諸般の事象は、益々複雑多岐を極むるのみならず、其の相互の關聯に於て極めて微妙なるものあり、仍て精確なる統計資料を獲るに於て學問上又技術上研鑽を要するの餘地大なるものあるは謂ふを俟たず。

茨城縣統計協會茲に見る所あり、今回新に機關雜誌を發刊し統計事務の刷新を圖ると共に一般社會の統計に對する認識を進めんとす、洵に邦家の爲慶賀に堪へず。

一言以て祝辭と爲す。

# 創刊を祝す

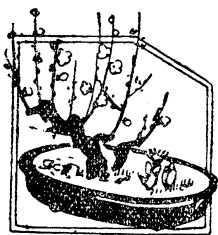
農林大臣官房統計課長 本 多 佐 七

茨城縣統計協會が今回機關雜誌を發行せらるゝに至つたことは、早くも其の事業の一端が明白な形をとつて現はれたものとして、誠に慶賀に堪えない所である。

今日國家が産業に關する各般の施設を行ふにも、又國民が産業の情勢を窺ふにも唯漠然たる判断を以てすることは不可能となつてゐる。夫ほど凡ての社會關係が複雑交錯を極めて居るのである。従つて調査といふものが盛んに行はれる。是は現實の狀態並其の推移の狀態を能ふ限り明確に知らうとする欲求に外ならない。而して是等を明らかにして始めて適切なる政策、施設計畫の樹立が可能となり、又國勢を斷することが可能となるのである。統計は要するに此の要求に答ふる方法である。

既に統計が斯の如き使命を擔ふものとすれば、それは飽迄も正確に事實を傳ふるものでなくてはならぬ。それは調査の計畫、方法が綿密妥當でなければならぬのは勿論であるが、それと同時に調査せらるゝ者及調査員に、統計に對する明確な認識と訓練無くしては満足な結果は得られない。今や農山漁村に關する各種の調査が要求せらるゝ時、統計思想の普及發達は何よりも急務と申さねばならぬ。

本協會が機關雜誌を發行して不斷に統計思想の普及發達を圖ると共に、其の知識の向上に努力せらるゝは、寔に有意義と謂はねばならぬ。其の創刊を祝し將來の發展を祈る所以である。



## 喜びの新春を迎へて

商工大臣官房統計課長 岸 信 介

我が國産業統計がどうやら近世的な形を採つたのは明治十六年農商務通信規則の制定以來のことであつて爾來今日迄約五十年の間常に極めて堅實なる進歩の一途を辿り以て現在見るが如き複雑且精細な統計を成すに至つた。之は一は我國經濟の異常なる發達と其の國際的地位の向上とに基くことは勿論であるが、同時に又多年産業統計の發達の爲に人知れぬ苦心と努力とを續けられた幾多統計職員の不滅の功績も亦吾人の決して忘れてはならないところである。

斯の様に我國産業統計の過去半世紀間の發達は實に偉大なものであると謂ひ得るが、而も現在尙多くの不備缺陷を藏することは否めない。例へば工業に關する統計は随分整つて來たのであるが、而も職工數五人未滿の工場に關してはある種限られた業種以外に付ては殆んど何事も知られて居ない。工業資本の活動狀況に就ても亦然りである。商業に關する統計に至つては誠に僅少である。當に統計自体のみならず、更に調査機關も決して完全とは謂ひ難く、調査方法にも尙改むべき點が少くない。其の他にも種々不備の點が數へあけられるであらう。

統計に對する一般の理解に就て見てもまだ徹底したとは言へない。成る程産業統計草創の際から見れば一般の理解は著しく進んで來た。けれども統計の構成が複雑精密となり、其の利用範圍が著しく擴大した今日に於ても尙申

告を拒む者や眞實の申告を欲しない者は決して少しとしない。地方統計職員の勞苦が之を物語つて餘りある。

然るに最近に於て産業統計の重要性は益々加へられつゝある。即ち最近の如く國の内外に亘り凡ゆる産業部門に統制とか協定とかが盛に行はれる時代に當つて、其統制や協定の基礎を成すものは何であるか謂ふ迄もなく産業統計である。然るに之等の統計が現存の産業界の實相を誤り表現せんか、之に基礎を置く各種の政策施設の効果は誠に期待し難いものとなる。産業統計は此の意味に於て一層其の重要性を加へたのである。

のみならず、現在産業統計は重大なる轉機に直面して居ると謂ひ得る。即ち産業界のテムボが加速度を以て轉移しつゝあることも其の一つであるが、更に世界經濟が従前とは異つた方向に動きつゝあることを看過してはならない。我國産業界に直接間接重大なる影響を與へる是等世界經濟の動きに對して、産業の實相を如實に反映すべき産業統計が全く無關心であり得るだらうか。

従來はいざ知らず、少くとも今日以後の産業統計は經濟界の動きに對して鋭敏でなければならない。従つて統計職員は單に統計學の理論と統計の實務とに通曉するだけでは足りない。眼を常に世界經濟の動きに注ぎ、其の管掌する統計をして常に經濟界の動きに遅れしめざる様不斷の注意を怠つてはならないのである。茲に産業統計職員の一つの重大な任務が存する次第であり、今や産業統計及産業統計職員は非常に重要な立場に立つてゐる。恰も此の大切な時機に際して當茨城縣に統計協會が設立せられ、更に機關雜誌をも發行せられることとなつたのは、單に統計界の爲のみならず、廣く經濟界全般の爲に最も慶すべきことである。將來に於ける我國産業統計の整備充實と其發達は統計協會の活動に俟つこと至大なるものがあり、又其の活動の成否は其の機關雜誌の運用と活躍如何に繫るところ多大と考へる。茲に茨城縣統計協會の設立を祝ひ且茲に至る迄の關係者諸賢の御盡力を厚く謝すると共に、協會並に其の機關雜誌の將來の活躍と其の大成とを祈る。

## 寔に慶賀に堪へず

東京統計協會長 男爵 阪谷 芳郎

現下我國内外の事象は複雑多岐ならんとし諸問題解決の基礎資料として統計は愈々其の重要度を増すに至れり。之れ輓近統計の整備改善の要望せらるゝ聲高き所以なり。而して統計の整備改善の方策は多々あるも統計關係者相倚り相結びて團体的活動を爲すは其の基礎的方策として最も有意義なるものと認めらる。之に依り統計の實務に携はる者は互に連絡協調し常に統計知識に關する相互の修養を期し得ると共に他方廣く一般大衆にも統計知識の普及を圖る上に利便少なからざるものと信ず。叙上の意味に於て茨城縣に於ても曩に統計協會を設立し、今や其の機關誌を刊行せらるゝに至りたるは寔に意義あるものと稱すべく斯界の爲慶賀に堪へざる次第なり。

余は本誌の刊行に當り本協會設立の趣旨達成の爲益々其の健全なる發達を遂げられんことを祈る。

.....★.....

.....★.....

## 茨城縣統計協會雜誌創刊を祝す

柳澤統計研究所總裁 伯爵 柳澤保惠

茨城縣の地南千葉縣に隣し北福島縣に接す、而して此の二縣は夙く統計協會の設置ありて孰れも其の機關雜誌を發行し居るに拘はらず本縣未だ此事無きを遺憾とせり、抑も本縣の南太平洋に面する所、古き鹿島の神域あり以て往昔既に東國樞要の地たりしを偲ぶに足る。蓋し其の地東北交通の要衝に位し徳川氏の如きは親藩を封じて水戸に居らしむ、水戸藩に義烈二公出で共に皇道に徇へ經國に盡す、水戸學の世に名ある所以なり、近代に至りては霞ヶ浦に海軍航空隊造營せられ我が國に於ける航軍の重鎮と稱せらる、本縣は此くの如き顯揚の地たりと雖も獨我が統計に關しては頗る振はざるの觀ありて本縣の爲め又斯學の爲め一大恨事と云ふを憚らざりしに、當事者大いに覺る所あり、昨年十月八日を以て茨城縣統計協會を設立し統計事務の刷新と統計智識の普及向上を畫し以て統計の民衆化を圖らんとするを聞き切に其の効果を期待せしに果せるかな創業未だ幾何ならずして今回其の機關雜誌を發刊するに至り余に一言を求めらる、案するに我が國明治維新前徳川氏の三百年間は決して惰眠を貪りてのみ居れるにあらず、内其の力を蓄積して竊に時期の至るを待ちしものにあらずなきか、故に一朝開國の氣運に乗ずるや僅々半世紀にして既に世界大國の班に列せり、我が茨城縣統計協會も亦此の概なしといふべからず、希くは之を往時に顧み現時に則して其の使命の重きを知り長足の發展あらんことを、余は刮目して之を待つものなり。



## 水戸の義公と頼山陽

……創刊の祝辭に代へて處懷を述べ……

統計學社々長 横山雅男

明治初年王政復古の鴻業は我が帝國史上に一大 Epoch-making を畫して燦として光明を放つてゐる。之を大化の革新と建武の中興とに比すれば實に雲泥の差で明治維新の大業は神武の創業に亞ぐべきものである。而して此の輝かしい一大偉績の成りしは幾多の遠因と近因とが錯綜凝結したる結果に外ならざるも私はその中に就いて國民精神の方面より二つを挙げたいと思ふ。

……二つとは水戸の義公と頼山陽……

との事績である。

古來英明の譽高き舊水戸藩主贈正一位大納言徳川光圀、即ち義公は徳川三家の一に列し、副將軍の要職に在るにも拘はらず、夙に皇室中心主義の説を固持し彰考館を置き一代の大儒を多く聘して所謂史は治亂を記し善惡を陳べ用つて勸懲の典に備ふる所以を實行されたのであつた。崇高遠大なる精神の持主たる義公は常州賀毗禮宮に王政復古を祈願して

國の中に蔓ぐる草根薊り断ちて君が千代田に返し奉らむ

の和歌一首に自己の信念を詠じ、或は水戸學祖となり、或は楠公墓畔に碑を建て、或は一管の筆を執りて最も早く



勤王思想を醗釀して王政復古の大業の先驅に當られたのであつた、願ふに後年贈位陞叙の榮典に浴し更に近年同家が公爵に昇られたのも主として義公の偉勳に因ることゝ察する、蓋し義公は獨り水戸の光であるのみならず抑も亦我が帝國の光である。

輦轂の下なる京都の加茂川畔の草廬に在りて日夕仰て三十六峰の好景を眺め、浩然の氣を養ひ、俯して鴨河の清流を見て塵懷を洗へる

……布衣の頼山陽は丁年を過ぐる……

幾何ならざるに日本外史を著はし、晩年日本政記を作りて民衆に呼びかけ諄々として皇室中心主義殊に尊王斥霸の自説を強述して國民精神の作興に努め、王政復古の促進に拍車をかけたのであつた、要するに山陽が獨力一枝の筆に頼りて明治維新の大業を促進せしめたのは暗に義公の芳躅を繼いたものと見做して可からう、而して義公は提封二十五萬石(後ち三十五萬石)の大名、而も徳川の親藩であり、山陽は草萊の貧儒であつたことは、如何にも興味あるコントラストである。

各府縣中私と統計關係の深厚なる地方は、その數頗る多いが茨城縣は比較的薄い、只先年竹内陸軍省副官と共に徵發物件表の調査實況を視察した際、茨城縣はその一つで縣廳に於て下岡書記官、高橋參事官に面談後、水戸町役場外二ヶ所を視察した、又往年水戸中學校、茨城縣師範學校で「教育と統計との關係」てふ演題で講演した、前者は菊池中學校長退職後、間もなき時、後者は松本師範學校長(現帝國圖書館長)が着任後一週間も立たぬ時であつた。斯の如く

……茨城縣の統計と私との關係……

は比較的薄いが、併し私の郷里舊藝藩祖淺野長政は常州眞壁にゐるので今の傳正寺は長政の菩提所、寺號は長政の院號であり播州赤穂藩始祖淺野長直は同地へ移封するまで常州笠間で五萬三千石を領してゐたのである。私が成童の頃教を受けた高木松居先生は藝藩の召に應ぜず終生布衣の身であつたが若き時諸國遊學の際水戸では藤田會澤等の諸先生より教を受けた關係上水戸學風であつた、若し余に父母なくば或は江戸の櫻田事件に加つてゐたかも知れぬと講義の際屢々聞かされた、又元祿年間赤穂浪士の復讐をものした書中、古來三大名著といはるゝその二つは即ち烈士報讐録で三宅觀瀾の著と赤穂四十七士傳で青山佩絃の作とである、その他水戸の學者中、義士を筆せるものが尠なくない、私は元祿快樂眞相録の著者福本日南の歿後、聊か義士の史實を研究する所があり、従つて水戸學者の義士の詩文等を讀んで常に敬意を表してゐる。さればたとへ茨城縣は私と統計の關係薄きも水戸に對する敬意の程度は甚だ濃かである。

時なる哉茨城縣は時代の要求に應じて曩に茨城縣統計協會を設立し、

……更に一步を進めて機關雜誌を……

發行せんとし乾會長より拙稿を需められた、私は淺學寡聞のものなれど明治十年以來身を統計の學と業とに委ねて夙夜怠らぬのである、尊王史家頼山陽の父春水は藝州賀茂郡の出身で私と郡を同うし、その長子山陽が譽高き義公の遺志を繼いで一管の筆で尊王思想を宣傳せる如く私は同郷人山陽の努力を現代化して我が帝國統計の發達に聊か微力を致さんとするものである、會員諸君よ、統計の改良進歩は國權の發動に待つもの多きも亦民間の盡力に頼らねばならぬものもある、統計協會の如きは乃ちその一つである、冀くは貴縣下の衆智衆力を綜合して事に當り以て古來燦として光を放てる義公の偉業に愧づることのないやうに、私は茨城縣統計協會の創立と機關雜誌の發行との吉報を知り、且つ乾會長よりの需めに依り病後靜養中醫師より筆硯に遠ざかれよとの注意あるにも拘はらず欣然本篇を草して恭しく祝意を表するものである。

——皇紀二千五百九十五年元旦——

# ある角度より視られたる 産業統計調査費國庫補助と調査員の報酬

——本稿を寄せて貴會の設立と貴誌創刊の祝意に代ふ——

栃木縣統計課長 加地 成雄

昭和二年度以降、毎年度道府縣のそれと共に市町村に對して交付せられつゝある産業統計費國庫補助金の支出は元來市町村に於ける産業統計調査費の全額を標的として、その何分の一かを負擔すべく一大理想の裡に實施の緒についたものであるが、打ちつゞく國家の財政難は容易に之が達成を許さず、今尙之が補助は僅かに産業統計調査員に支給せらるゝ報酬及之と同様の性質を有する經費にのみ限られてゐるのである。而してこゝに産業統計調査員とは、現行農林、商工兩省統計報告規則に基づき、市町村長が任命したる産業統計調査員を指すものであり、従つて同規則によつて國家より市町村長に委任せられたる特定範圍の産業統計調査事務遂行、補助機關を示してゐることが解かるのである。特定範圍の調査事務なるからには、その範圍に屬する調査事務の全部なるも、一部なるとは固より問ふところではないかはりに、たとへ如何なる名稱、勞力をもつて従事しつゝありとするも、單に昭和四年商工省令に據る工場調査規則や、大正十四年商工省令に依る會社統計規則等に基づく調査事務であるとか、或は特に道府縣に於て添加擴張した産業調査統計事務のみに従事しつゝある者は全く無關係であることを忘れてはなら

ぬ。萬一産業統計調査員にして現行農林、商工兩省統計報告規則に定むる調査事務とその他の調査事務とを兼掌し兩者を通じて一定の報酬を支給せらるゝものあらば、國の補助は見積りによる前者の調査事務相當報酬に對してのみ支給せられ、後者に向つては波及せられぬものであることを知つて置く必要もあらう。

## 【二】

補助が産業統計調査員に支給せらるゝ報酬及之と同様の性質を有する經費に向つてなされるものであることは前項既述の通りであるが、從來之を産業統計調査員の手當又は報酬に對してなされるゝ如く説かれた場合もある。手當なる文字には明治四十三年勅令に依る内國旅費規則中に見える赴任手當の如く報酬そのものとは全く無關係に使用される實例もあるが、こゝに國庫補助金の對象として説示せられてゐる手當は、現今の地方に於ける實情より歸納して、産業統計調査員に支給すべき報酬の代表的費目であることは否定することは出來ぬ。

仍つて「手當又は報酬」の趣旨は「手當又は其の他の報酬」にあることが思考されるであらうし、更らに之が實際の取扱上より見て余の解示は一層補助の對象を明確ならしむるものと信ずるものである。

報酬なる文字は市町村制にも示されてゐる通り、名譽職が其の職務に服する勞務の對價——反對給付である。さればたとへ産業統計調査員なる機關が、市町村制規定の委員にあらず、之が選定資格等にも相違点を有してゐるとは云ひ乍ら、事實は之と遜色なく、寧ろ同機關をして市町村吏員たらしめざる点に、之が地位並に制度を將來益々向上擴充せしむるの可能性があるやうに想はれる。従つて之に支給すべき報酬の性質は市町村制に準據すべきものと解釋するが、最も適當であらう。産業統計調査員に支給せらるべき報酬と同様の性質を有するものとは、獎勵費旌彰費のほか、特に費用辨償に屬するもの迄包含してゐるのであつて、市町村に依つては普通手當の配當標準中に戸數割、地積割等と並べて成績割を加へてゐるところもあるが、之などは當然と獎勵ある意味の旌彰費が姿をかへ

てゐるものと見ればよい。

【三】

併しどちらかと云へば成績割を調査員手當配當の基準中に併合することは、戸數又は地積を基準たらしめるに比し、手當額を常に不確定ならしむるの素質と機會を多分に有し、年々之を更改しなければ役立たぬ手數があるのでたとへこの施設をなすものと雖、獨立せしめて國の補助をうけてゐる市町村が多いのである。奈良縣磯城郡初瀬町に於て年内の成績良好者に支給しつゝある特別手當の如き、兵庫縣有馬郡八多村に於て一定の採点方法に依り一年中に示した成績優良者を必ず一名以上表彰する爲に計上しつゝある經費の如き、長野縣植科郡五加村に於て期限内報告者へ一報告毎に五錢宛支給しつゝある獎勵費の如き、いづれもそれである。

尙國庫の補助は必ずしも現金支給の報酬及之と同様の性質を有する經費にのみ支出さるゝものでなく、旌彰の爲の賞品購入費なども支障はない。又必ずしも直接調査員に支給せらるゝことを條件とせず、旌彰に對する諸經費をも認めてゐる。但し國庫の補助が現金支給を目標とせざるの趣旨と。豫め一定額を表示して計上せる現金支給の調査員手當を。任意に現金以外のものによらんとするが如き誤解とは、無論彼此混淆せぬやうにしなければならぬ。(昭和九、一二、一四稿)

## 意義深き年頭の企劃

千葉縣統計協會副會長  
千葉縣統計課長

平 山 滋 春

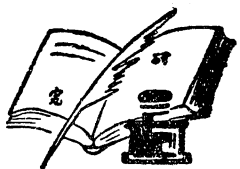
茨城縣統計協會設立せられ、茲に其の機關雜誌を發刊せらるゝに至つたことは、地方統計界のため、寔に欣快に堪へぬ所である。

惟ふに、我國現下の狀勢は、國際上最も重大なる危機に直面し、また國內農村は打ち續く經濟不況に加へ、客年の天災に依り、眞に未曾有の窮狀に遭遇する等、國家内外ともに多事多端なる國歩艱難の時局に立つてゐる。而して、一朝有事に備ふる國家總動員計畫の設定、或は農村振興の恒久的施設等については、統計が唯一の基本資料であつて、統計を離れて完全なる目的の達成は、到底望み得ない。その他、國家行政を始め、社會施設、學術研究等々、凡て統計的資料に憑らずして解決し得るもの、一としてないので、統計の使命は日を逐ふて加重せられ、其の刷新改善は現下緊要の問題となつてゐる。

併し、統計の刷新改善は、單に官廳の統計機關のみを以て、其の目的を達成することが出来ない。即ち調査の第一線に起つて活動すべき實務者の指導訓練を充分ならしめ、且つ民衆に統計思想の普及を圖ることに依つて、始めて此の國家的大事業の完成を期し、以て國家社會の要望に副ふことが出来るのである。

之が爲には統計協會の如き特殊団体を設立し、官廳の統計機關と相呼應して、互に其の足らざるを補ふことが最も必要であり、更にその目的を達成する上に、機關雜誌を廣く刊行せらるゝことは、一層有効適切である。殊に非常時局下に於ける、統計重要の昭和十年初頭に際して、この舉を見ることは、誠に意義深きを確信して止まない。

茲に貴會の設立並に創刊號の發行に當り、前途の發展を祈ると共に、我等の指標として地方統計界のため、貢獻あらんことを希望する次第である。



## 共同協力の要

茨城縣統計協會雜誌創刊號を祝して

長澤柳作

### 〔一〕

人類生活の基調は共同生活である、ロビンソンクルソーの如き孤立獨存の生活は單に稗史上の一個話であつて人間生活の本體でないことは謂ふ迄もない。個人主義思想の如何に全盛の時代であつても社會國家を離脱した人間生活はあり得ない。

人間と名の付く有機體が大氣を呼吸して地上に生存をなす限り共同の埒外に孤立することは出来ない。既に人間には共同が基調であり根柢である以上、共同を無視しては社會も國家も成立しない、況んや其の發展向上をや。共同と密接不可離の關係にあるは協力である、共同は體で協力は用である、共同は協りに依りて其意義を實現し、協力は共同に依りて始めて萬能である。

共同協力の力弱きものは社會にしても國家にしても有力強固となり得ない、これは一道府縣、一市町村に於ても同様であり、一家にしても一團體にしても亦之と異なる所はない、特に軍隊や艦隊に於ては一層強く要求するであらう。

### 二

事象の靜態動態を誤りなく描寫して人類共同生活の凡ゆるフォルムの發展向上の資となすが爲めには特に共同協力を必要とする。

本來共同協力の許に始めて可能なる仕事を共同協力を自覺せず、個々別々に何等の統制も連絡もなく漫然機械的に努力したとて所期の成果を挙げ難いのは當然であらう。若し五百五十萬の農家に眞に共同協力の自覺があつたら流々汗の結晶たる各種の農産物を生産費さへ償はない様な價格で賣り拂ひ窮乏に陥る様なことはないであらう。

一例を米に採るも米は六千萬國民の一日もなくてはならぬ生活必需品である、如何に豊作でも凶作でも毎年七千萬石は必ず消費するのである、然も販賣米は一の商品である、農家が一致して石卅圓以下では賣らぬと謂へば必ず夫れで賣れるのである、五百五十萬の農家が一致團結すれば、如何なる價格をも必ず維持することが出来るであらう。只個々の事情に迫られ目前の換金を急ぐ爲めに仲介商人に乗せられ、且つ安き外地米の移入に依る内地米價の壓迫に依り不當の價格や騰落を餘儀なくせられ重大なる米穀問題を惹起したが若し強力なる自治的統制々度が樹立

せられ農家の一致團結が出来たら正當なる米價の維持も安定も決して難事ではなくなり國家に多大の犠牲を拂はせなくとも済むであらう。

## 三

統計調査に於て同様である、各機關、各市町村、各調査員間の連絡協調がなければ到底所期の如き統計は得られなす。

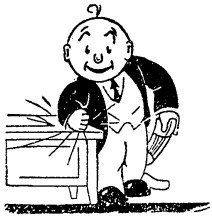
統計協會の重要な使命の一つは此共同協力を基調とし連絡協調一糸紊れざる統制の許に時代の要求する諸般の重要資料を得る爲めに預つて力ある一重要機關たることに存する。

各般調査の指導も統制も、統計に對する國民の理解も、統計思想の普及發達も擧げて其双肩に負ふに最も適當なる機關であるからである。

今や全國各道府縣の約半数に統計協會の設立を見、全道府縣に普及するも遠き將來ではない情勢となつたことは昭和二年率先して其の必要を提唱したことの無意義でなかつたことを回顧し益々此機運を助長し追て全國を打つて一丸となした道府縣統計協會聯合會又は全國的統計協會の設立を希望して止まぬと共に茨城縣統計協會が此重大使命の實現に不斷の努力を拂はれ、益々隆昌ならんことを祈り茲に新春の冒頭創刊號發刊に際し滿腔の祝意を表する次第である。



## 町村の統計事務を重視せよ



關本町役場内 池 田 穰

本年の稻作收穫の豫想高を争点として、今まで世人が無關心であつた統計なるものが、如何に實生活と國家行政上重要なものであるかを一般に認識せしめたことは何よりである。然し救済縣にもれたのを町村統計報告の杜撰なることに基因するが如く吹聴せられたことはまことに心外に堪えない。尤も現在の整備せられた町村統計に携る人の中にも、矢張り昔の様に机上で按配した概數も今の様に確實な資料に依つて出た數字も結果に於ては大した相違がないと云ふ者もあることは遺憾であるが、重要な水稻や、麥作や、養蠶等に就ては悉く役場の統計主任と調査員の不斷の努力に依つて「極めて眞實に近い統計」の實績をあげてゐることを確信するものがある。往々統計上の數字に對し一分一厘實際と違はぬことを期待してゐる人もあるがそれが抑も

### 「統計」を知らぬ者の言葉

であつて、如何に實地の周密なる調査に依つた處が農産物の收穫豫想の如きは人口の調査の様にピタリと行く筈はないのが當然である。況んや天日風雨の下にある作物の如きは、數日前の豊況も一夜の暴風に忽ち一變する場合がある、即ち何月何日現在に於て調査報告をする所以はこゝにある。水稻の實收高の如きに至りては多くの調査區、耕地の状況、品種の別、坪刈等々各圃毎に細密なる條項の下に夫々調査したものを役場にて集計報告するのであつて、昔の様に雨の日を幸に「凡そこれ位だらう」式の仕事ではないのである。だからこれらの報告は九分九厘以上精確で、残りの何厘は神様にお任せする外はないのである。今から十年前迄は町村長の多くも期限毎にたゞ報告すれば事が足りたのであつて統計なるものは寧ろ厄介視された時代があつた。

### 然も國家行政上の基本

として重要であると云ふ概念で、調査員なども名譽的なものとして、各部落毎に有力者を囑託したので、いざ報告の期限が来ると役場から一々訪問して漸く作製したものである。また各種の調査に當つても何か税金をかける關係だらうと疑つて、當業者も仲々本當の事を云はなかつたのは數年前まであつたことである。私の町でも矢張り此様な経過を辿つたのであるが、數年以來主任として統計に興味を持つ正確な篤農家を書記に採用し、調査員の如きも漸次農學校出の人を依囑し縣の指導と相俟つて研究的に努力をつづけられた結果、現在では正しい報告は勿論町としても統計に基礎を置いて施設をするし、町民も亦毎月の町報に掲載する各種の統計に留意する様になつたことは愉快である。たゞ年々複雑する仕事に對

## 祝 發 刊

鹿島郡統計事務研究會長

小澤 清 藏

統計は國民福祉の増進を計ると共に各般の政策施設の基礎資料たるのみならず、各種の企業計畫及び經營上の資料として、又學術の研究資料として必要欠くべからざるものにして文化の發達、國家振興の基をなすものである。若し其の統計

し、町村財政上報ゆるにうすき事は、まことに調査員に對し氣の毒に堪えないのである。以上私の町のことを取りまぜて

**町村統計の實狀を述べ**

たのであるが、要するに今次の問題を楔機とし、よく町村統計の實態を知得せられ、此國家的の事務に對する國、縣よりの補助を増額し、隠れたる調査員各位の努力に對し併せて遇するの方法を講ずることにせられたいと思ふ。同時に町村當局も一層意をこれにいたし、調査員に適任者を撰拔し、「正確第一」を信條とし官民協力せられたならば、かの種の論争も生ぜず、町村統計報告を不安なからしめ得ると信するのである。(九、二二、一〇)

調査にして疎漏杜撰なるときは百般の施設經營に齟齬を來たすにいたる、斯の如く統計は極めて重要性を帯ぶるものであるが、事甚だ無味乾燥に見え趣味に乏しくやゝもすれば粗略に流れ易き虞れあるは寔に遺憾にたへない。殊に現下我國は内外共に時局重大にして正確なる統計の要益々緊切の度を加へつゝあり、此秋本縣に於ては統計協會を設立し機關誌を發行し以て縣下各町村の連絡と統計の整備改善を圖らるゝ事は最も時宜に適したる計畫であつて、慶賀に堪へざる次第である。切に健全なる發達を望んでやまない。



### 場 道 務 實

# 統計調査の葉

【1】

統計が進歩し、統計が利用されることに  
よつてはしめて完全なる國策は生れる

### 工 藝 農 産 物 其 ノ 三

(市町村報告期一月十五日)

コンニャク芋ハゼ(ローソクの原料)のように二年乃至三年のち收穫するものゝ作付反別は凡て收穫します年を始めの反別を調ぶるのである尙收穫皆無の土地でも一旦作付しました反別は收穫する年に調査するのであります。尙收穫したる年に乾燥しないで翌年又は他の町村に於て乾燥したるときは收穫しました年に乾燥數量に見積りまし

て生産地にて調査するのであります。ミワタは實子を含めました數量を調べるのである、一反歩收穫高は無收穫反別を控除しない作付反別に於て收穫高を除いて算出するのであります。

尙、参考までに、  
一、實綿の種子は大体左の割合である  
實綿百匁に付種子七十六匁位綿二十四匁位

### 家 畜

(市町村報告期一月末日限)

飼養戸數及頭數を十二月末日現在を以て調査し生産及斃死に在りては其の年中の事實を調査するのであります。馬に在りては馬籍簿に依つても調査が出来るのであります、併し馬籍が完全に整理してある町村は極めて少い状態であるから總て實際に飼養者に就き調査することゝしたい。

頭數調査の場合に、官有は除くとあ

るも右は國有の意味であるから縣、市町、村、組合等は何れも調査するのであります。國有として地方に在るのは即ち軍馬並國立種馬所の貸下馬で、それが無い市町村では全部調査するものと思つて差支が無いのであります。調査に當り特に注意を促したいのは年内異動の欄である豚の如きは殆んど各市町村に生産あるもので例へば報告書に相當多數の飼育あるのに之が生産記入なき爲果して事實かどうか照會すると何れも記入洩であつて事實該當のなかつたと云ふ様な場合は極めて稀であります。それから年内に生れて且つ死亡したもののは生産の欄と斃死の欄と双方に掲上すべきものなれども現在頭數には影響無き爲之を脱落するものも尠くない。殊に馬の生産等は農林課の種付成績をも参考として對照検査して居るが兎角統計に現れた生産數が少い場合のあるのは斯る結果に依るのでありますまいか。

又調査に當り特に困難を感じるのは馬の和種、洋種の區別であります。血統書を持つて居るものは明でありますが、これが無い爲に和種として報告する向が現在でも相當あるやうです。和種とは左記の如きもので本縣内には殆んど居ないのであるから注意して欲しい。

#### 和種の特徴

- 1、頭頸大、軀幹微長、四肢稍々大にして短く尻狭く傾斜して後方に尖り筋肉の發育概して良好ならず
- 2、長毛(タテガミ、シリゲ、アゲケ)は多くして皮膚厚く全身の被毛粗雑にして長し
- 3、體高は小にして殆んど四尺七寸以下なり

#### □牛乳 (同上)

搾乳場數は年末現在に於ける場數を搾乳業者(牛乳營業取締規則に依る牛乳營業者)と農家其の他に區別して調

査するものにして假令畜産、産業組合

等にて牛乳の搾取販賣を爲すものがありまして之を搾乳業者とせず農家其の他に計上するのであります。又牛乳經營者が他地方に搾乳場を設けて搾乳する場合に在りては總て搾乳場所所在地に於て調査します乳牛(年内に搾乳したる牛)は年末現在の靜態の外に年内に於て斃死せる頭數も區別して掲上し搾乳高は其の年内に於て搾乳せる全部(但し衛生検査に不合格となりたるものは之を除く)數量を掲上するものなるを以て、一應所轄警察署の調査に係るものと對照し其の正鵠を期せられたい。

#### □屠殺 (同上)

本調査は年末現在に於ける屠場數並に一ヶ年間に於ける成牛(一歳以上)犢(一歳未満の牛)馬、豚、緬羊、山羊に付、牝牡別、屠殺頭數並に其の肉重量の牝牡別、數量、價額を調査するので

#### □漁船

(市町村報告期一月末日限)

本調査で漁船とは漁業に従事することを目的とする漁船或ひは漁場で自己の漁獲物、又は其の製品を運搬することを目的とする船舶を指すもので、其の構造の如何に拘はらず又其の大小にも構ひませんから、如何なる小なる船でも右三用途に使用せらるゝものは漏れなく調査するのであります。

漁船調査の場所は凡て船籍所在地の町村に於て年末現在に於ける總隻數及年内に於ける新造、廢用船を調査するのであります。

前年末現在に本年中の新造船、廢用船を加除するときは本年末現在船數と一致すべき筈であります。若し賣買又は船籍を他町村に移したる場合、或は一旦廢用したる船舶を修繕して使用し得るものありたる場合は、之を年末現在に加へて其の旨を備考に説明するのであります。

ありまして、屠場數は其の年の内に於て實際に屠殺せし場所を調査し、其の年内に休業したるものは場數へは計入せず休業に至る迄の數量價額を調査記載の上備考へ説明する様に願ひます。又屠殺は食用の目的を以て殺すのですから家畜傳染病の爲め撲殺せしものは之を含めないであります。

#### □水産業者

(市町村報告期一月末日限)

水産業者とは様式に示す如く漁業鑑札の有無に拘らず實際に漁撈養殖製造に従事するものを謂ふのであります。若し兩者を兼ねる場合は何れかの主なる方に掲ぐるのであります。

調査の時期は毎年十二月末日現在でありますが季節的に従事し年末に於て従事しない場合でも其の年中に實際従事したるものに付其の年末現在を調査するのであります。

業主とは業務を主宰經營する者で使用者とは其の下に在りて事務技術に従事する者を謂ふのであります。

例へば獨立の生計者が網主に備はれ通勤する者は網主組合等の被用者として其の個人より觀て漁撈の業主として取扱ふのであります。業主の家族にして漁業の事務技術又は單に勞務に従事する者は被用者として掲上し遊漁に屬する者は計上しないのであります。

本業には夫々主として漁撈製造又は養殖に依り生計を營むもので副業には他の職業を本業とする者が傍ら水産業に従事する者を謂ふのであるから區別して調査するのであります。尙探藻者は漁撈中に加へて調査するのであります。

## □水産物(沿岸漁獲物、遠洋漁業、水産養殖、水産製造物)

(市町村報告期一月末日限)

本調査は水産物調査方法に依り調査員は當業者に就き一ケ年の事實を調査すべきものでありますが、本調査事項の發生は連続的でありませうから、常に漁獲の状況に注意して隨時之を調査記載し置いて翌年一月に之を集計して縣へ報告するのであります。

本表は漁撈者の住所所在地の町村に於て調査するのであるが、他町村に居所を置いて漁獲せるものは居所所屬の町村に於て調査するのであります。尙住所居所は寄留手續を爲したると否とに拘らず事實に依るものです。

本表に該當ある場合は必ず水産業者表の漁撈本業か、副業かの孰れかに從事を掲せられ相關聯すべきものから注意を願はねばなりません。

漁獲物は凡て水場をなしたる生鮮の状態に於けるものゝ數量價額を調査す

るのであります。各表中「その他」の欄に計上したるものは必ず其の品名及數量價額を備考欄に記載を願ひます。

尙沿岸漁獲物と遠洋漁獲物を混同せぬ様に注意を願ひます。

遠洋漁業と謂ふのは五噸以上の船を以て沖合又は遠洋に於て漁業に従事するものを指すものです。随つて五噸未満の船で沖合又は遠洋に於て漁獲をなした場合には、之は遠洋漁業ではなく沿岸漁業であつて其の漁獲物は當然沿岸漁獲物表に計上致すことになるのであります。水産養殖は養殖の目的を以てせらるゝものゝみを調査せられ愛玩的に飼育するものに就ては調査を要しません。養殖場面積は年末現在を以て調査するのでありますが凡て調査事實の存する地に於て調査すべきが原則でありますから乃ち甲町村の人乙町村に養殖場を有する場合は其の養殖場所所在地の町村に於て調査するのであります尙養殖場面積は年末現在を以て調査す

るのであります。之が異動等は實際察少なるべきものを年々著しく相違するものがありますから其の場合には理由を備考に必ず記載すべきであります。

水産製造物中鰯粕の生産ありて鰯油の生産なきもの、又は製造品の其の原料に對し均衡を失せるものにおいてはその事由を必ず備考に記載致すべきであります。

## □織物

(綿織物、絹織物及絹綿交織物、麻織物及麻交織物、毛織物及毛交織物)

(市町村報告期一月末日限)

各種織物の中本縣に於て生産せらるゝものは綿織物、絹織物及絹綿交織物のみにして他の織物は生産せられざるもこの調査に當りては次の様に注意せられたるのであります。

一機業場にして二種以上の製造を爲す場合、例へば綿織物と絹織物の兩方を併せ織るものは機場數、機業臺數、職工數に就ては主なる一方に之を記載

し、製品の數量及價額に就ては關係各表の相當欄へ計上するのであります。

又他より委託を受けて一定の工賃を得て行ふ賃製造(織元より委託を受けて行ふ賃織の如きもの)に就ては製造場數機臺數、職工數は賃業者所在地の市町村に於て調査し製品の數量及價額は委託者所在地の市町村に於て之を調査するのであります。

力織機とは水力、汽力、瓦斯力、電力等の動力に依り運轉する機械織機を指すので足踏織機は手織機に之を算入するのであります。

廣幅物とは幅鯨尺一尺三寸以上のもの小幅物とは幅鯨尺一尺三寸未満のものにして特殊物とは廣幅物及小幅物中掲げられたる普通の反又匹物以外のものを謂ふのであります。

職工數には事業主又は其の家族と雖其の業務に従事するものは調査するのではありません。

綿ネルの生地を買入れ製品と爲すも

のは綿織物表に算入せざるものなれば調査を要しないのであります。尙絹織物及絹綿交織物表中帶地には兵子帯は含まざるを以て注意せられたるのであります。

綿織物及絹織物等の月報を報告する特殊町村に於ては數量及價額は各月報告の一ケ年間の合計數量及價額と稍一致すべきものなるに付對照の上製表せられ甚だしき誤りなき様に心掛けられたいのであります。

綿織物の生産中足袋底綿布は様式中特殊物の其の他の欄に價額のみ掲せられ其の數量は備考に記載せられたるのであります。尙本縣特有の結城紬は絹織物中小幅物の銘仙及節着尺物の欄に記入するのであります。

前年に比し職工數が増加したるに反し製品の少ないとか職工數が減じて製品の増加したるが如き場合に於ては其の事由を必ず備考に説明するは勿論其の他の欄に計上したる生品の價額に付

ては其の品名を備考に記載洩なき様に心掛けられたるのであります。

工場票報告規則に依る工場票を提出する工場の生産する數量及價額に付ては彼是對照し誤りなく正確にせられたるのであります。

以上の外前年に比し甚だしき増減ある場合に於ても必ず備考に説明を洩らざる様に希望する次第であります。

## □石材土石及礦水

(市町村報告期一月末日限)

本縣に於ける石材土石の生産は相當なる額に達するも品目は地方的に一定し居るものなれば之が調査に當りては常に細心の注意をなし調査洩なき様正確に調査せられたるのであります。

數量の一才とは一尺立方を謂ふものにして地方的の一才と趣を異にするものあらば凡て換算の上調査すべきであります。

瓦及土管の生産ありて粘土の計上な



き向あるもこれ等粘土も調査を要す、べきに付洩らざる様に注意せられたいのであります。若し右生産ありて粘土の記載なき場合は備考に其の旨記載すべきりであります。

### 〔災害表に就て〕

(市町村報告期一月末日限)

本表は一年間に於きまして市町村の被害の状況を各河川流域毎に製表して報告するのである。尙被害の外に震災海嘯、暴風雨、噴火、地亡、雪、霖雨土地陥没、山地崩潰の九項目に該當あれば調べて報告するのである。尙報告する事實がないときでも其の旨報告するのであります。尙調査上につきましては左記に依ること

- 一、單川に非らざる河川の水害表には幹川、支派川、池沼湖等其流域内に屬する一切の損害高を合算すること。
- 二、支派川等流域の一部に大水害あ

りたるときは特に別表に製表すること。又利根川流域に就ては左の區別に依りまして特に各別表にすること。

- 支川 渡良瀬川流域
- 幹川 利根川流域
- 支川 渡良瀬川、鬼怒川、小貝川及下流利根川の各流域を  
除く

- 支川 鬼怒川流域
- 支川 小貝川流域
- 幹川 下利根川流域

以上記載の各川及其各川の支派川の流域に非らざるものは全部此部に包含す

- 三、甲河川流域に出水ありて乙河川流域内に波及したるときには其の乙河川流域の分をも合算して製表し二河川流域同時に出水したるときには各流域毎に分割して別表に製表すること。
- 四、種別欄記載の各項目に就ては左記に依ること

- 1、河川乃至軌道の土木工事に關

### 〔園藝農産物蔬菜花卉ノ三〕

(報告期二月末日)

- 5、田畑以外の土地に就ては前項に準じ調査すること。
- 6、其の他の諸損害の欄には前記各欄に記載せざる器具機械貯藏物品動植物其の他既製未製の諸商品等直接損害を受けたる諸物品の損失價額のみ、記載すること。

農産物調査方法の所定に依りまして調べます。表中の生大根、カブラ、ニンジン

は葉を切り離したる數量を調べ又里芋は親芋をも含み莖は調査を要しません。生大根、カブラ、ニンジンゴボウ、ツケナ等の間引したるものも調査の必要はない。生大根には「切干大根の原料に供する爲收穫したるものを含む」とあるは切干大根とする生大根を生産する地で調べるのであります。切干大根には嚴寒を利用して二つ割又は四つ割にして之を凍らしたあと乾燥する所謂凍大根と言ふのも調べるのである。ネギは作付した年に收穫しない

で其の儘年を越すときは收穫した年に作付反別及收穫高を調べるのであります。ツケナは主に漬物とする葉菜類を調べる。尙葉菜類中のキャベツ、花ヤサイは、漬菜としないから除くのであ

する損失價額は總て再築見積額を記入すること。

- 2、表中池沼湖の欄には用水を目的とする溜池を加へざること。
- 3、橋梁の欄には長さ二米以上のもの又土厚一米未満の土橋のみ記入すること。
- 4、田畑流失埋没の部には作付の有無に關せず損害を受けたる土地(耕地として效用を失ひたるもの)反別と其地面に對する時價とを掲げ損失ある水面の部には年季荒等の反別と其の損害額(再び作付し得る迄二年以上の時日を要するもの)を標準とする。其期間内の收穫損害及障害物除去置土等の復舊に要する費用見積額)とを掲げ無害浸水の部には土地に損害を及ぼざりし浸水反別を記入し生毛の損失の項には土地の損失(又は埋没)如何に關はらず生毛全部の

### 〔各種器物の製造〕

(木製品、竹製品、籐製品、柘柳製品)

(市町村報告期二月末日限)

製造場数は年末現在に於て家庭内であると工場であると問はず、凡て器物の製造作業をなす一定の場所を指すのでありまして副業的のものとも雖も調査すべきものであります。又職工数は年末現在に於て事業主たる家族と弟子たるを問はず事實其の業務に従事するものを凡て調査計上するものでありまして、年末現在に於て一時不在であつても雇傭關係のあるものは調査すべき趣旨であります。而して之が製品の調査は昭和九年中に於て生産せられたる品物の中で一定範囲に定められたる製品を其の種類別に價額のみを調査するものでありまして

木製品の調査範囲は

履物素地、下駄材として単に取木しただけのものにして、孔を穿ち、削る等の仕上の工程に至らざるもの。挽物、盆、茶卓等の轆轤細工にして玩具は含まず。

指物、簞笥、長持、火鉢、机、椅子等普通指物職の製作する家具調度品類。

箱類、外箱、折箱等主として包装用の箱。

桶、樽類、竹、金屬等にて輪縮し、桶又は樽と稱するもの。

木箸、素地のもののみ

を其の價額のみ調査するものでありまして、而して本製品中には漆器の素地は除外すべきものであります。

竹製品の調査範圍は、籠及箆、簾行李、バスケットの竹製に限り其の價額のみを調査するものでありまして、籐製品に於ては履物表、敷物、卓子及椅子類、バスケット、籐製のものに限り其の價額を調査し、杞柳製品に於ては

杞柳の枝にて作られたる行李、籠及バスケットに限り調査することになつて居ります。

蠶網の製造、戸數は年末現在の戸數を調査することになつて居りますが、農家の副業状態の觀察の目的より致しますと寧ろ其の年内に於て製造に従事せる凡ての戸數を調査するを適當と致します。仍つて他より供給を受け賃編を爲すが如きものも一戸として計上すべきものであります。又其の製品は蘭製、藁製、絲製に限り調査し、絲製は反を單位とし、巾の廣狭に拘らず鯨尺二丈八尺を以て一反とし、自家用をも調査することになつて居ります。

藁製品は全部藁を以て製したるもの及藁と其の他の補助材料とを以て製造したるものでありまして自家用は調査の要はありません。製造戸數は年末現在の規定でありますけれ共蠶網と同じく寧ろ其の年中従事する戸數を調査するを適當と致します。

作業工場調査期間とありますが季節作業工場に該當すべきものは事業其ものが所謂一定の季節に非ざれば作業を爲し得ざるもの例へば清酒醸造凍蒟蒻製造鮫節製造等の如きものを指すものでありまして之に反し季節に支配せられざる作業を行ふ工場は總て一般工場であります。季節作業工場にありましては作業期間を記載する事になつて居ります。例へば清酒醸造業の如く其の作業が前年の秋季より其の年の春季に跨る場合は昭和九年の調査は自昭和八年十一月日至昭和九年三月日等の如く其の季節の作業期間を記載するのであります。

工場所在地及工業主の住所氏名欄は簡記せず必ず茨城縣何郡何町村大字何何番地の如く記載せられたいものです。

主要事業欄は工場分類の小分類に依つて記載するのでありますが若し當該工場が工場分類に依つて異なる數種の

事業を併せて營む場合は其の内でも最も主要と認めらるるもの、即ち各々の生産額の多少、設備の大小等を參酌の上事業の一種を代表して記載するのであります。各票共價額の欄は圓位に止め圓位未満の端數は之を切捨てるものであります。

調査期間中全然休業せる場合は其の旨を附記すると共に休業前の職工數を備考に記載して提出するのであります。尙各票中○印又は×印の欄は縣廳及商工省で記入すべきものでありますから、市町村役場では記入に及びません。

#### □調査票第一號甲

原料及材料總使用額欄は調査期間内に於て生産の爲に使用したる原料材料であれば夫れが直接たると間接たるとを問はず總ての價額を合算して記入すべきであります。然し設備機械の修理又は機械油の如きものは之を除く事に

製品の種類は苳、繩類、叭及倭、マブシ(簇)其他に分ち其の價額のみを調査し、苳には皆川苳と稱し藁を麻糸又は木綿糸にて織りたるものをも調査致します。其の他には草履表、藁箆、藁製蠶網、藁製苫及蓑、草鞋、壘包等を調査計上するものであります。

#### □工場調査に就て

(市町村報告期二月末日限)

常時五人以上の職工を使用する工場又は現在の職工數は五人に満たなくとも其の設備に於て五人以上を使用し得る能力を有する工場の工業主は工場調査規則に依つて毎年調査票を提出する義務があるのでありますから調査漏のない様に充分注意すると共に調査票の記載に就ては左記の諸点に注意せられたい。

#### 各票共通記入注意

欄外上部に一般工場調査期間と季節

なつて居ります。尙加工又は修理の委託を受けたる工場では委託工場持ちの原料のみを記入すべきで例へば綿布の染色を委託されたる工場では染料、藥品、塗料等の價額を記入し綿布の素地の價額は記入しないのであります。

指定原料及材料使用額欄へは特に指定せられたる原料及材料(調査票甲欄外に記載せられたる二十品目)を使用したる場合に限り各々其の種類別に數量價額を記載すべきであります。但し指定以外の品目例へば製材業に於て使用したる木材、和酒醸造業に於ける白米、醬油醸造業の小麥、大豆、鹽等を記載する向があります。右は何れも指定以外の品目で記入を要しません。

燃料及動力使用額欄には作業の爲直接消費せられたる燃料及動力(電力に付ては燈用を含む)を記入すべきであります。若し事務室又は暖房用等の燃料及動力と分離して調査し得ざる場合に限つては之を合算して記入しても妨

ない事になつて居ります。石炭、コークス、木炭の單位は「<sup>キログラム</sup>」を以て記入する譯ですが千疋が一<sup>トナ</sup>に相當するのであり、尙木炭は慣行上「俵」を以て記載せる場合は一俵の重量を備考に記入されたい。尙石油の單位は「<sup>リットル</sup>」を以て記入する譯ですが一<sup>バレル</sup>は約五斗五升であります。若し單位を罐を以て記載した場合には一罐の容積を備考に説明して載きたい。尙薪も慣行上束を以て記載した場合は一束の重量を備考に説明されたいものです。

電力の使用量欄に馬力數或は支拂料金等を記載する向がありますが右は必ず「キロワット」時を以て記載せられたる。

馬力數を「キロワット時」に換算の方法は  
 $746 \text{ワット} \times \text{馬力數} \times (\text{一日ノ作業時間} \times \text{一ケ年間ノ作業日數}) \div 1,000 = \text{キロワット時}$   
 燈用の電力を「キロワット時」に換算

生産額欄へは調査期間内に實際に生産せられたるもの、數量と價額とを記入するもので價額は工場渡し値段に依り計算記入し尙未だ販賣せず期末在庫となりたるもの、價額は調査期間末の市價に依り合算記入せられたる。

分類品目欄に記載すべき生産品の名稱は必ず生産分類に依り夫々區別して記入するものであります。例へば製絲業に在りましては生絲、玉絲、野蠶絲、生皮苧、鬘斗絲及其他の屑物の如く、製材業に在りては板、角丸、「ベニア」板其の他の如く記載すべきに往々杉材、松材、米材、内地材の如く記入する向がありますから御注意を願ひたい。

尙數量の單位は成るべく「メートル法」に依るべきものでありますが若し右に依らず、尺、俵、捆、樽、函等の如く實數量の一定せざる單位を用ひた場合は之が内容を必ず備考に説明して載きたい。未完成品と雖も價額の計

の方法は

$\text{額光輝} \times 1.25 \times \text{一ケ年ノ調査期間} \div 1.0$   
 $80 = \text{キロワット時}$

労働消費欄は一ケ年を四期に分ち各三ヶ月間宛の事實を記載すべきものですが往々一ヶ月分を記載する向がありますから御注意を願ひたい。平均一日使用職工數欄へは一日當の平均を各期別に記載するのであります。即ち一月より三月に至る三ヶ月間に於て毎日使用した職工の累計を同じく三ヶ月間の作業日數にて除して一日當平均數を算出する如く四月——六月、七月——九月十月——十二月の欄も同様にて算出して端數を生じた場合は之を切捨て整數にて記入し、尙本欄は職工のみを調査すべきでありますから職員や給仕、小使、門衛等の如きものは、算入しません。

平均一日労働時間は職工の實際の労働時間の一日當平均を記入するものでありますから休憩時間又は食事時間等

算を爲し得る程度のものに付ては製成品と區別して生産額欄に記入して未完成品何圓と價額のみを記入し尙副製品と雖も區別して記入して載きたい。例へば和酒醸造業に在りては清酒の外に酒粕又は焼酎等、醬油醸造業に在りては粕の生産がある筈ですから記入洩のない様に御注意を願ひます。

委託仕事として其の工場にては全く製造も加工も修理もしない生産品は之を記入しないで之に反し他人の物に其の委託を受けて加工又は修理等を爲したる品目に付ては之を別品目の生産品として記入し其の旨を附記し價額の欄は加工賃又は修理料のみを記入すべきであります。

在庫額欄は調査期間末現在に於ける實際の在庫額を調査するのでありますから、前期よりの持越しをも含めたる數量と價額とを記入するものであります。尙價額の計算に付ては期末の市價に依つて算出する譯であります。

の如き作業に従事しない時間は算入しない事になります。例へば甲職工一日の實際作業に従事した時間は八時間で乙職工は十時間なるときは平均一日労働時間は兩者の平均たる九時間となるが如し、之等を各期別に計算して端數を生じた場合は小數以下一位迄記載し以下切捨てる事になつて居ります。作業日數は工場の一ケ年間の作業日數を各期別に記入する譯ですから一日も休業しない場合は一期即ち三ヶ月間の作業日數は九十日乃至九十二日となります。

賃銀支拂總額欄へは職工にのみ支拂ひたる實收賃銀の總額を記入すべきで手當、歩増、賞與等は勿論被服、住居等の實物給與ある場合は之をも見積り合算計上するのですが職員や職工以外の従業者に支拂ひたるものは含みません。

□調査票第二號甲

欄外上部の「年末現在職工數」欄へは第三號票に記載せられたる職工の合計を記入すべきなるも往々記入洩がありますから御注意を願ひます。

□調査票第三號甲

事業開始年月欄は事業繼承又は營業組織變更の年月を記入する向がありますが右は誤りで其の工場の最初の事業開始の年月を、記載するものであります。

従業者數中に往々工業主及雇傭關係のない家族を記入する向がありますが右は記入の必要がありません。職工一人一日當實收賃銀は使用職工中十六歳以上五十歳未満の者一人一日當の實收賃銀には一ケ年中に於ける平均額を記入するもので手當、歩増、賞與等は勿論、被服、住居等の實物給與ある場合に於ては其の價額をも見積つて合算すべきであります。

兵役關係者數には歸休兵役、豫備兵

役、後備兵役及補充兵役に在るものを陸海軍別に記入するものです。

原動機欄へ単に原動機何臺と記載する向がありますが右は必ず指定せられたる原動機別に電動機、蒸気機関、汽タービン、瓦斯機関、石油機関、タービン水車、ペルトン水車、日本型水車に區別して且つ其れ等を實馬力數別に使用中のものとして豫備のものとして區別して記入するものであります。

### □公私有林野人工造林

#### 表に就て

(市町村報告期三月末日限)

人工造林とは人工を以て新植補植するものを謂ひ林野に在らざる地に新に造林を爲す場合及伐採跡地、無立木地に造林する場合をも含み又移植に適する苗木の植栽に限らず播種せるものも包含すべきものであります。

新植に係るものは樹數の外面積をも調査し補植に在りては本數のみを調査

て其の年の伐採面積より多き筈なきに付注意せられたいのであります。

それから無立木地の天然造林とは右伐採跡地以外の地(原野、裸山等)に於て下種とか其の他の作用に依つて萌芽し成林の見込確實となりたるものを謂ふものにして針葉樹に於ては幾分該當あるけれども闊葉樹には殆んどなきものと見受けられます。

### □公私有林伐採表に就て

(市町村報告期三月末日限)

伐採面積調査の範圍は樹林状態をなせる林野の伐採面積の全部を調査するのが原則であります。又點狀擇伐も一の伐採なるも其の伐採面積の調査算定に困難なる爲調査の要はありませぬ。然し伐採數量と價額は調査することに於て居ります。尙此の場合には備考に其の旨記載せられたい。年々點狀擇伐したるときは最後に於て全部を伐採したるときに其の全面積を調査計上し其

するのであります。そうすると新植とは伐採跡地とか原野などに行はるべきは勿論ですが其の多くは伐採跡地を主としてしまして總て普通の場合新植面積は大體伐採面積より天然造林面積を差引きたるものと略同一なるべきも若し原野畑地等の植林ありし爲新植面積より差引多きとき或は之に反して少き場合は其の旨説明して戴きたい。補植とは曩年新植したるものゝ中枯死又は活着不良の爲之を補ふものにして前年の活着如何に依つて多少の相違はあるけれども多くは前年の新植の一割内外を越ゆる様な事は尠なきものとし若し其の割合多少に失する場合は之が説明を添へて下さい。

それから播種したるものは播種面積を新植面積とし植栽本數には計上せざるも播種せる數量を升を以て別記することです。

尙一反歩當の植栽本數は造林經營の方法とか目的等に依つて多少の相違はの年以前の點狀擇伐面積は控除しないことである。尙竹林に就ては拔伐と雖も伐竹の占領面積を調査すべきものなるに付注意せられたい。

占領面積とは林相を爲せる總面積を樹數にて除したる商を謂ひ必ずしも樹木の被覆面積と同一でないのであります。

伐採面積中用材と薪炭材との兩者を包含するときは各其の割合に依つて雙方に區分計上せられたい。用材として伐採したるものゝ枝條や根株にして薪炭用に供するものは其の數量と價額のみを薪炭材の欄に記載すべきものなるも此の場合には備考に其の旨記載せられたいのである。又用材の枝條根株を薪炭に供する場合は立木賣渡價額より見積り調査せられ、桐に付ては林地に在るものは面積をも調査し林地以外のものに對しては數量及價額のみを調査し備考に説明を要するのであります。又一反歩當材積を算出して其の過少

あるも大體左の本數を参考とし粗又は密に過ぐるときは之が事由を説明して戴きたい。

本縣五ヶ年平均

杉	三七五本	ヒノキ	四七一本
松	五八一本	クスギ	三五五本
竹	二三二本		

### □公私有林野天然造林表に就て

(市町村報告期三月末日限)

天然造林とは下種又は萌芽に依つて林相を成すものを謂ひ、下種とは天然下種にして例へば母樹より落ちたる種子が發芽して自然に林相を成す様なものを謂ひ、萌芽とは伐採したる切株より稚樹の發生して林相を爲す様な場合を謂ふのであります。

伐採跡地の天然造林とは當該年伐採した箇所を其の儘と爲し置き根株よりの萌芽に依つて成林の見込ある箇所を謂ひます。闊葉樹林中ナラ、クスギ等は此の萌芽更新法に依るもの多きを以

のものに就ては其の事由を説明せられたい。

尙單價は本表に限り山元相場乃ち立木のまゝ賣買するものに依られたいのであります。

それから一石とは尺角長さ十尺に相當するもの乃ち實積十立方尺のことです。

#### 参考

- 一、用材の材積を伐採せる丸形より計算する方式左の如し

中央直徑を測りたる場合  
 (長サ)ノ中央ノ直徑(2)×(圓積率0.7854)  
 (長サ)×伐採ノ長+10立方尺=材積石  
 例(20尺)ノ中央3尺ヲ由乘×0.7854×2  
 0尺+10=14石(1372)

二、立木の材積計算方式  
 (立木ノ田道直徑2)×圓積率0.7854×  
 (樹ノ高サ=應ジ係數+10立方尺)=材積ノ近似値

右の係數を擧ぐれば左の通り

高	系数
3.0	0.60
3.5	0.57
4.0	0.56
4.5	0.55
5.0	0.55
5.5	0.54
6.0	0.54
6.5	0.53
7.0	0.53
7.5	0.53
8.0	0.51
8.5	0.51
9.0	0.50
9.5	0.50
10.0	0.50
10.5	0.50
11.0	0.49
11.5	0.49
12.0	0.49
12.5	0.49
13.0	0.49
13.5	0.48
14.0	0.48
14.5	0.47
15.0	0.47
15.5	0.47
16.0	0.47
16.5	0.47
17.0	0.47
17.5	0.46
18.0	0.46
18.5	0.46
19.0	0.46
19.5	0.45
20.0	0.45

三、用材一反歩當材積(杉は清澄濱  
習林中位、赤松、扁柏は關東地方  
中位)

二十年生 杉 二八三本 五七石  
赤松 四一八 三四  
扁柏 四六〇 六八

三十年生 杉 一九九 一一五  
赤松 二一五 六六  
扁柏 二九五 一〇〇

四十年生 杉 一五四 一七四  
赤松 一五五 九二  
扁柏 二五五 一五九

五十年生 杉 一二九 二三〇  
赤松 一二七 一一三

四、薪炭材一棚とは長さ二尺のもの  
を高さ五尺幅十尺に積立てたるも  
の乃ち層積百立方尺を云ふので  
あります。そして此の棚の層積  
には間隙がありますので其の實積  
は三割を減すべきものと見做して  
一棚は用材の七石に相當するもの  
です。

### 林野産物表に就て

(市町村報告期三月末日限)

本表調査の範圍は公私有林野は勿論  
御料林國有林公有私有等に於ける林野  
全体の生産を調査するのであります。  
表中の樹實は單に林野に生産するもの  
に限らず林野以外の宅地畑等より生産  
するものも合算調査せられたい樹皮中  
の杉扁柏等に在りては伐採したる用材

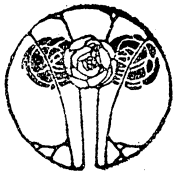
然して地方慣行の一棚は區々に涉  
つて實積が異つて居る故右の規定  
に依り換算調査せられたいのです  
薪炭材一棚を薪としたる場合は大  
体次の通り

三尺束 百束位  
二尺五寸束 百四十束位  
二尺三寸束 百七十束位  
二尺束 二百二十束位  
一尺八寸束 二百七十束位

## 茨城縣統計協會

# 創立總會

### 會長に乾官房主事



本縣統計協會創立總會は昨年十月八  
日午前十一時縣廳内參事會室に開き

- △水戸市 一本 誠
- △東茨城郡 粉川 幸之介
- △西茨城郡 小島 善五郎
- △那珂郡 西野 喜志之助
- △多賀郡 瀧 千代
- △行方郡 小貫 三郎
- △稻敷郡 小澤 茂
- △新治郡 萩谷 徳一
- △筑波郡 山中 林次郎
- △筑波郡 横田 内藏之丞
- △眞壁郡 田中 健兒
- △北相馬郡 新井 芳之助

の諸氏出席、乾官房主事開會の挨拶を  
兼て統計協會設立の趣旨及び經過を説  
明し郡司係官から左の議案を配付した  
第一號議案 會則決定の件

第二號議案 役員選舉の件

第三號議案 昭和九年度歳入歳出豫  
算議定の件

第四號議案 昭和九年度會費分賦收  
入方法議定の件

第五號議案 昭和九年度事業計畫議  
定の件

次いで川崎統計課長の動議により乾官  
房主事假議長席に着き會則を原案通り  
可決し、會則に基き乾官房主事會長に  
川崎統計課長副會長に就任それ〳〵挨拶  
あり、これに對し萩谷徳一氏から機  
會あらば副會長を二名とし民間からも  
選任することにされたいとの希望あり  
その他の議案についても萩谷、横田、

の事實とよく對照して均衡を失せない  
事に注意を願ひたい。  
参考樹皮(單位六平方尺乃ら坪)は伐  
採樹の大小に依つて一定の標準は決し  
難きも大体用材一石に對し二、三坪の  
ものが多い様です。

柴草は林野は勿論林野以外の畦畔其  
の他より採取する飼料又は肥料等に供  
する灌木及芝草類を調査し木炭及薪の  
原材料は大体伐採表の薪炭材積と匹敵  
すべき筈なるに付彼は關聯調査し誤り  
ない様に注意を願ひます。

タケノコは竹材を目的とする竹林よ  
り産するものは勿論單にタケノコ收穫  
を目的として栽培したるタケノコ畑よ  
り産しまするものをも調査しそれから  
ワサビは葉を切り離したる數量を調査  
して戴きたい。

### 御注意

人口動態調査令施行細則第五  
條に依り報告する使用残枚數  
は昭和十年所要として彙に送付して置きま  
した用紙を除き報告するのでありますから  
特に注意せられたい。

粉川の諸氏より二三の質問あり、川崎  
課長及び小林係官等これに答へ萩谷氏  
の動議により第三號案を修正可決、第  
四號案は原案通り、第五號案は末項を  
抹消可決し、議長より評議員を指名、  
顧問を推薦報告して茲に協會の創立を  
見、午後二時閉會した。役員並に會則  
豫算等左の如し

### 評議員

- 下大野村長宮本行一郎、佐野村長清
- 水廣之介、賀美村長佐川忠、麻生町
- 長箕輪喜平、石岡町長小松崎定之助
- 關本町長池田穰、古河町長小野藍次

### 顧問

- 中村内務部長、松木學務部長、高野
- 警察部長、天谷縣會議長、小泉縣町
- 村長會長、中村縣農會長、杉山地方
- 課長、宮司庶務課長、手島農林課長

### 茨城縣統計協會會則

第一條 本會ハ茨城縣統計協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ茨城縣廳内ニ置ク  
 第三條 本會ハ縣下各都市統計事務所ヲ以テ組織ス  
 第四條 本會ハ統計事務ノ刷新改善統計智識ノ普及向上並統計ノ民衆化ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 統計事務所
- 二 統計講習會又ハ講演會
- 三 統計資料及圖表展覽會
- 四 統計雜誌ノ刊行
- 五 統計先進地視察又ハ見學
- 六 統計功勞者ノ表彰
- 七 統計ニ關スル諸印刷ノ斡旋
- 八 會員ノ總集合
- 九 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 一 總裁 一名  
 一 副會長 一名  
 一 評議員 七名  
 一 幹事 若干名

第七條 總裁ニハ本縣知事、會長ニハ官房主事、副會長ニハ統計課長ヲ推戴スルモノトス  
 評議員ハ總會ニ於テ都市統計事務所研究會ノ會員中ヨリ選舉シ幹事ハ會長之ヲ委囑ス

科 目	本年度豫算高
第一科 會 費	一、一四〇
第一項 會 費	一、一四〇
第二科 分賦金	一、一四〇
第一項 預金利息	一、一四〇
第二項 預金利息	五
第三項 預金利息	五
第三科 出版物收入	二、二二二
第一項 出版物收入	二、二二二
第四科 雜收入	五〇
第一項 雜收入	五〇
第五科 過年度收入	五〇
第一項 廣告料	五〇
第五科 寄附金	三〇〇
第一項 寄附金	三〇〇
合 計	三、七一一
歲 出	
第一科 事務所費	七三五
第一項 諸 給	一五〇
第一目 手 當	一〇〇
第二目 旅 費	一〇〇
第二科 諸條給	一〇〇
第三目 賞 與	三〇
第四目 需用費	五四
第二項 備品費	二〇
第一目 備品費	二〇
本年度豫算額	四、〇〇〇

第八條 評議員ノ任期ハ二箇年トシ補缺員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス但シ任期滿了後ト雖後任者ノ決定スル迄ハ仍ホ其ノ職ヲ行フ  
 第九條 本會役員ハ名譽職トス  
 第十條 本會ニ顧問及名譽會員ヲ置クコトヲ得顧問及名譽會員ハ總會ニ於テ推薦シ總會及評議員會ヲ召集シ其ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ヲ掌ル

第十二條 本會ノ會議ハ之ヲ分チテ總會及評議員會ノ二種トス  
 總會ハ都市統計事務所研究會長ヲ以テ組織シ毎年一回之ヲ開ク  
 但シ必要アル場合ハ臨時總會ヲ開クコトアルベシ  
 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開クモノトス  
 第十三條 總會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 會則ノ變更
- 二 經費ノ收支豫算及賦課徵收方法並決算
- 三 事業計畫
- 四 其ノ他重要ナル事項
- 第十四條 評議員會ニ於テ議決スベキ事項

科 目	本年度豫算高
第二科 通信運搬費	三八〇
第三目 消耗品費	一〇〇
第四目 圖書及印刷費	二〇
第五目 雜 費	二五
第二科 會議費	一〇〇
第一項 評議員會費	一〇〇
第二項 總會費	五〇
第三科 事業費	二、七三七
第一項 雜誌費	二、七三七
第二項 出版費	五〇〇
第三項 表彰費	一〇〇
第四項 實地指導費	一〇〇
第四科 補助費	二
第一項 補助費	二
第一目 統計講習會派遣補助費	一四三
第二目 視察補助費	一四三
第五科 豫備費	一四三
第一項 豫備費	一四三
合 計	三、七一一
款内項目ニ於ケル經費ハ會長ニ於テ彼此流用スルコトヲ得	

昭和九年度會費分賦  
 昭和九年度本會々費ハ一市町村毎ニ金三圓

昭和九年度事業計畫  
 一 會報ノ發行  
 統計思想ノ普及並統計事務ノ向上ヲ圖ルハ本會ノ重要ナル使命トスル所ナルヲ以テ機關雜誌ヲ發行シ其ノ目的ヲ達成セントス  
 一 統計事務ノ實地指導  
 統計事務ノ刷新改善ヲ圖ル爲臨時役職員ヲ派遣シ又ハ統計調査員協議研究會開催等ノ場合ニ於テ事務ノ實際ニ就キ指導セシムルモノトス  
 一 統計圖書及統計諸用紙ノ印刷斡旋  
 統計ニ關スル圖書及統計報告用紙其ノ他ヲ印刷ノ上有償ニテ之ヲ配付シテ統計調査執務上ノ便ヲ圖ラントス  
 一 統計功勞者ノ表彰  
 本會表彰規程ニ依リ縣統計事務所關係職員

左ノ如シ  
 一 總會委任事項  
 二 會務執行ニ關スル事項  
 三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項  
 第十五條 總會及評議員ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル  
 第十六條 本會ノ經費ハ都市統計事務所研究會負擔金及其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツ  
 第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル  
 附 則  
 第十八條 本會則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ  
 第十九條 都市統計事務所研究會ノ設置ナキ都市ニアリテハ町村長會及市ヲ以テ統計事務所研究會ト看做ス

昭和九年度本會歲入  
 歲出豫算  
 歲 入  
 金參千七百拾七圓 歲入豫算高  
 歲 出  
 金參千七百拾七圓 歲出豫算高



ニ對シ審査ヲ委囑シ其ノ成績ニ依リ統計事務優良ナル吏員並統計調査員ヲ表彰スルモノトス

### 統計事務成績者 表彰内規

- 第一條 統計事務ニ關シ成績顯著ナル者ハ本規程ニ依リ本會ニ於テ之ヲ表彰ス
- 第二條 郡市統計事務研究會長(市ハ市長郡統計事務研究會ノ設置ナキ郡ハ町村長會長)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ會長ニ申報スベシ
- 一 統計事務上成績顯著ナル者
- 二 統計調査員及篤志者ニシテ統計上特ニ功勞アルモノ
- 三 學校其ノ他公設團體ニシテ統計資料ノ蒐集製表及整理等他ノ模範ト爲スニ足ルベキモノ
- 四 統計ニ關スル特殊ノ施設又ハ考案ヲ爲シ裨益アリト認ムル者



## 統計報告期限表

項目	報告期限
綿織物産額調(特定町村)	三月末日
人口動態調査票	五月末日
入港船舶(特定町村)	十五日
移出船舶	十五日
移出入貨物	十五日
園藝農産物果實ノ一	十五日
工場票	十五日
園藝農産物蔬菜及花卉ノ三	十五日
蠶製網	三月末日
乳肉製品及罐詰	三月末日
公有林野面積	二月末日
私有造林用苗木	二月末日
林野産物	二月末日
公有林野被害	二月末日
メリヤス製品	三月末日
帽子	三月末日
陶磁器	三月末日
瓦及土管	三月末日
漆器	三月末日
皮革製品	三月末日
植物油	三月末日
木製品	三月末日
竹製品	三月末日
藤製品	三月末日
柶柳製品	三月末日
刷子及刷毛	三月末日
麥稈經木及麻眞田	三月末日
疊表菓産及花産	三月末日
溜池	三月末日
各種工産物其ノ一	三月末日
質屋ノ貸金質屋ノ金利歩合	三月末日
各種工産物其ノ二	三月末日
各種工産物其ノ三	三月末日
各種工産物其ノ四	三月末日
各種工産物其ノ五	三月末日
同其ノ五	三月末日
同其ノ五	三月末日
河岸出入船舶(特定町村)	三月末日
河岸移出入貨物(特定町村)	三月末日
市町村統計費縣費補助申請書	三月末日
(農林統計費補助申請書)	三月末日
米生産統計改善助成金交付申請書	三月末日

## 米生産統計調査査閲

……各町村主務者を集めて……

縣統計課では九年度米生産統計について各町村の統計調査員を督勵し嚴密なる調査を遂げしめ、更に一層正確を期すべく十二月五日東茨城郡上大野村をはじめ十四日迄午前、午後にかち各町村の主務者を縣廳に集め、當日それ〴〵持參せる米作農家一覽、調査區表、基準票、調査票、補助表、米第一、二回豫想收穫高關係その他の參考資料により川崎課長以下課員立會のもとに精密なる査閲を行つた査閲日割左の如し。(寫眞は統計調査査閲の實況、右方中央に立てるは川崎統計課長)。

郡	町	村	査閲日
東	茨城	上野、下野	十二月五日
西	茨城	笠間、大野	十二月五日
那	茨城	岩間、南川根	十二月五日
久	茨城	北川根、川原	十二月五日
行	茨城	西小澤、幸久	十二月五日
新	茨城	徳宿、諏訪	十二月五日
筑	茨城	安津中、大原	十二月五日
眞	茨城	安中、大原	十二月五日
結	茨城	安中、大原	十二月五日
北	茨城	安中、大原	十二月五日
相	茨城	安中、大原	十二月五日
馬	茨城	安中、大原	十二月五日
島	茨城	安中、大原	十二月五日
城	茨城	安中、大原	十二月五日
壁	茨城	安中、大原	十二月五日
波	茨城	安中、大原	十二月五日
治	茨城	安中、大原	十二月五日
方	茨城	安中、大原	十二月五日
島	茨城	安中、大原	十二月五日
鶴	茨城	安中、大原	十二月五日
久	茨城	安中、大原	十二月五日
西	茨城	安中、大原	十二月五日
東	茨城	安中、大原	十二月五日

十二月五日

十二月六日

十二月七日

東茨城 河和田、上中妻、長岡、上野合  
 西茨城 北山内、南山内、西山内、東那珂  
 那珂 石神、神崎、額田、菅谷  
 久慈 久米、金郷、世喜、金砂  
 多賀 上島、白鳥、大同、中野  
 鹿島 津澄、要、武田、秋津  
 行方 阿見、朝日、奥野、岡田  
 稻敷 關川、高濱、田余、玉川  
 新治 關本、上妻、河内、川西  
 筑波 關本、上妻、大花羽、菅原  
 眞壁 關本、上妻、幸島、猿島  
 結城 大形、岡田、山王、寺原  
 北相馬 高井、稻戸井、山王、寺原

十二月十二日

白河、橋、小川、竹原  
 岩瀬、北那珂、國田、戸多  
 五臺、柳河、染和田、山田  
 天下野、高倉、磯原、華川  
 波野、豊郷、豊津、鹿島  
 立花、現原、玉川、行方  
 荳崎、牛久、馴柴、八原  
 石岡、園部、瓦會、林  
 島名、旭、上郷、吉沼  
 下妻、大寶、騰波ノ江、黒子  
 下結城、豊岡、西豊田、總上  
 森戸、生子菅、逆井山、七重  
 取手、井野、小文間、六郷

十二月十三日

堅倉、川根、鯉淵、下中妻  
 芳野、木崎、譽田、佐都  
 關南、大津、高松、息栖  
 小高、玉造、長戸、根本  
 戀瀬、葦穂、高道祖、作岡  
 嘉田生崎、村田、鳥羽、上野  
 豊加美、蠶飼、宗道、玉  
 香掛、弓馬田、飯島、神大寶  
 相馬、高須、川原代、北文間

十二月十四日

中妻、渡里、飯富、山根  
 大場、上野、大宮、大賀  
 賀美、小里、生瀬、宮川  
 坂上、國分、河原子、鮎川  
 矢田部、波崎  
 高田、大須賀、伊崎、阿波  
 小櫻、志筑、新治、七會  
 筑波、田井、北條、小田  
 大、長讚、古里、谷貝  
 石下、豊田、五箇、三妻  
 岩井、七郷、中川、境、長須  
 文布川、文間、東文間

本縣の調査員總數  
 昭和九年十二月末日現在  
 に於ける本縣の統計調査  
 員は三千九百四十人で専  
 任の農林統計調査員は六  
 十八人で商工統計調査員  
 は二十八人農林及商工業  
 任の調査員は三千八百四  
 十四人である

### 眞壁郡統計部總會

眞壁郡町村長會役場事務研究會統計部では昨冬十一月十二日下妻町農業倉庫樓上に總會を開催した。縣統計課より川崎統計課長及郡擔任高島屬臨席され、午前十時池田眞壁郡町村長會副會長より開會の挨拶あり、續いて澤邊下妻町長議長席に着き別紙會則の設定を行ひ川崎統計課長の訓示ありて後縣提出指示及注意事項を付議高島屬より詳細説明をなし出席者交々立つて或ひは意見を述べ或ひは疑問を質す等熱心に研究する處あつた。

#### 眞壁郡町村長會役場事務研究會統計研究部規定

第一條 本研究部ハ眞壁郡町村長會役場事務研究會規約ニ基キ統計事務研究ニ關シ本則ノ如ク定ム

第二條 眞壁郡町村長會役場事務研究會規約第二條第二項後段ノ規定ヲ會長ノ承認ヲ得當分ノ内從來ノ支部區域ヲ一團トシ

#### 隔月ニ研究會ヲ開會ス但シ必要アル場合ハ部長ノ意見ニ依リ臨時ニ開會スルコトアルベシ

隔月ニ研究會ヲ開會ス但シ必要アル場合ハ部長ノ意見ニ依リ臨時ニ開會スルコトアルベシ

前項會議ノ招集ハ部長之レヲ行フ

第三條 前條ノ開會期日及場所ハ理事ノ答申ニ依リ部長之レヲ定ム

第四條 部長ハ事務ノ刷新向上ヲ期スル爲必要ト認ムルトキハ會長ト協議シ講習會又ハ事務視察ヲ實施スルコトヲ得

第五條 本研究部ノ經費ハ眞壁郡町村長會ヨリ配當スル豫算ニ依リ支辨ス但シ其ノ經理ニ付テハ部長ノ定ムル所ニ依ル

第六條 本規定ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

附 則

本規定ハ議決ノ日ヨリ施行ス

昭和九年十一月十二日提出

#### 出席者氏名

池田眞壁郡町村長、高島屬(郡町村會) 池田副會長、木村幹事(町村長) 後崎養蠶村長、酒寄紫尾村長、増淵大國村長、澤部下妻町長、安田大寶村長、(統計主任)下館町田中健兒、伊讚村大越竹三郎、養蠶村谷口彦右衛門、大田村濱

### 北郡統計事務研究

北相馬郡では十一月二十六日北相馬郡高須村役場樓上に於て東部統計事務研究會を開き縣統計課より郡擔任の菊池主事補が臨席された。午前十時高須村飯岡助役の開辭あり續いて菊池主事補より縣提出の左記會議事項に依り詳細説明の後質疑應答を爲し何れも熱心に研究を遂げた。

#### 會議事項

指示事項

一、統計事務刷新改善ニ關スル件

一、米生産統計調査ノ趣旨徹底ニ關スル



件

一、統計調査員ノ指導訓練ニ關スル件  
注意事項

一、報告期限ノ勵行ニ關スル件  
一、統計報告表製表上ニ關スル件  
一、各種豫想報告ニ關スル件

米生産統計調査

一、作付段別ノ調査方法  
(イ)準備調査(ロ)米作農家一覽ノ作成  
(ハ)補助表ノ整理(ニ)實地調査  
一、收穫高ノ調査方法  
(イ)坪刈標準地ノ選定(ロ)坪刈調査及一段歩收穫高見積調査(ハ)基準票ノ作成

一、調査票ノ作成  
(イ)作付反別ノ記入(ロ)收穫高ノ調査  
(ハ)收穫高審査  
一、調査區結果表ノ作成  
一、關係書類ノ整理提出  
一、統計座談會

昭和九年に於ける養蠶農家の収入糸價慘落に崇られ實に千九十九萬圓の激減

昭和九年に於ける  
養蠶戸數は六萬八千五百十四戸  
蠶種掃立數量は七百三十三萬九千九百三十九瓦  
内春蠶三百五十九萬二千二百九十七瓦  
夏秋蠶三百七十四萬六千四百四十二瓦  
繭産額は三百九十八萬六千九百九十九貫  
(價額八百四十四萬八千八百二十二圓)  
内春蠶二百十五萬千八百二十一貫  
(價額四百七十一萬九千八百三十二圓)  
夏秋蠶百八十三萬五千九百八十八貫  
(價額三百七十二萬八千二百五十圓)  
にて前年に比すれば  
蠶種掃立數量五十一萬九百九十二瓦  
内春蠶六千六百八十四瓦  
夏秋蠶五十一萬七千六百七十六瓦  
繭産額十五萬二千六百七十二貫  
(價額九十一萬九千七百七十圓)  
内春蠶十三萬九千七百七十貫  
(價額七十萬二千四百四十四圓)  
夏秋蠶二十九萬九千六百八十二貫  
(價額三百八十八萬九千三百六十六圓)  
を示した。而して春蠶に於ける收穫高は掃立數量の増加と掃立以來の氣候概して適順なりし爲前年に比し六分九厘の増收を見るも夏秋蠶に於ては絲價不況に依る春蠶價額の慘落に基因し其の掃立數量著しく減したると又飼育中の氣候不順且風害等の爲に飼養の經過桑葉の發育共に良好ならざりしに依り前年に比し一割三分七厘の減收となり春蠶夏秋蠶を通ずれば前記の如く前年に比して三分六厘の減收を見るに至つた。

縣民1572.802人

内男は七十七萬九千餘  
女の方が一萬三千人多い

人口統計に現はれた種々相

在現日一月十年九和昭

本縣では昭和九年十月一日現在を以て各市町村別に、本籍人口は戸籍簿により、出入寄留者をば實地につきそれ／＼調査し、また陸海軍部隊に在るもの、艦船に乗組んでゐるもの、在監者、外國居住者、所在不明者等にして十月末日迄に判明せる者等をも市町村長の報告に基きそれ／＼加除集計するなどあらゆる方法を盡して人口及び戸數の概況を調査したが、これによると九年十月一日現住のわが茨城縣民は百五十七萬二千八百二人、一方里平均三千九百四十七人に當り八年の同期に比べると二萬三千十九人即ち人口につき十四人八分五厘の増しになつてゐる。しかして本籍人口は百八十一萬四千六十五人(一方里平均四千五百五十三人)で現住人口にくらべると二十四萬二千二百六十三人多い、是等の人は他府縣に出て働いたり、勤めをしたりしてゐるわけ

だ、更にこれを前年同期の本籍人口に比べると二萬三千三百四十八人の増加を示してゐる、次ぎに現住戸數即ち世帯數は二十八萬一千七百六十一戸で一戸平均人口は五人五分八厘、前年同期の現住戸數に比し一千四百八十五戸を増し、一戸平均現住人口は五厘の増しとなつてゐる、男女の割合は本籍人口では男が九十萬九千八百六十七人、女が九十萬四千九百九十八人で女よりも男の方が五千六百六十九人だけ多いが、現住人口ではこれとは反對に男が七十七萬九千九百五人で女が七十九萬二千八百九十七人、男よりも女の方が一萬二千九百九十二人ほど多くなつてゐる、要するに男は兵役の關係とか移住出稼等で他出しているものが多いからさうした結果をみたのであらう、郡市別人口及び戸數と年度別にみたその比較、並に各町村別現住戸數及び現住人口を左に表示する。

### 郡市別人口及戸數 (△印ハ減ヲ示ス)

昭和九年十月一日現在 茨城縣

郡市名	本籍人口		現住人口	昭和九年十月一日現在人口	昭和九年十月一日現在戸數	前年ニ對スル増減
	男	女				
合 計	299,666	298,626	333,889	333,889	331	1,486
北 馬	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
猿 島	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
結 城	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
眞 壁	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
筑 波	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
新 治	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
稻 敷	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
行 方	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
鹿 島	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
多 賀	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
久 慈	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
那 珂	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
西 茨	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
東 茨	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0
水 戸	33,000	33,000	33,000	33,000	33	0

### 昭和九年十月一日現在人口及戸數に對する比較

郡市別 (△印ハ減ヲ示ス) 茨城縣

郡市名	現住人口		昭和九年十月一日現在人口	昭和八年十月一日現在人口	昭和五年國勢調査人口	昭和八年ニ比シ増減	昭和五年國勢調査ニ比シ増減人口
	男	女					
合 計	333,889	333,889	333,889	333,889	333,889	0	0
北 馬	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
猿 島	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
結 城	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
眞 壁	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
筑 波	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
新 治	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
稻 敷	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
行 方	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
鹿 島	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
多 賀	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
久 慈	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
那 珂	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
西 茨	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
東 茨	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0
水 戸	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	0	0

備考 國勢調査世帯數ノ多キハ旅館、下宿屋、寄宿舎等ノ準世帯ヲ包含シ居ル結果ニ依ル

縣下市町村の現住戸數と人口

東茨城郡

上大野村	現住戸數	現住人口
下大野村	五三	三,〇〇〇
稻荷村	五〇	三,〇〇〇
大場村	四二	三,〇〇〇
酒門村	五〇	三,〇〇〇
石崎村	七七	三,〇〇〇
吉田村	六〇	三,〇〇〇
縁岡村	一〇六	三,〇〇〇
河和田村	五二	三,〇〇〇
上中妻村	四二	三,〇〇〇
長岡村	五〇	三,〇〇〇
上野合村	八二	三,〇〇〇
白河村	三三	三,〇〇〇
橋村	六七	三,〇〇〇
小川村	六二	三,〇〇〇
竹原村	一,一五	三,〇〇〇
堅倉村	一,一五	三,〇〇〇
川根村	九二	三,〇〇〇
鯉淵村	六七	三,〇〇〇
下中妻村	五三	三,〇〇〇
中妻村	四八	三,〇〇〇
飯里村	四〇	三,〇〇〇
飯前村	五九	三,〇〇〇

西茨城郡

山根村	五〇〇	二,四三〇
石塚町	九六	四,四九
小松村	四三	二,三九
西郷村	六六	三,一五
坪船村	四九	二,九三
岩船村	六〇	三,〇〇
澤山村	五七	二,六三
伊勢畑村	五八	二,八四
磯濱村	二,六九	二,〇二
大貫町	七五	三,四三
合計	二,四〇	二五,七三
笠間町	二,〇二	九,六八
尖戸町	一,四七	七,二一
岩間町	一,三三	七,二六
南川根村	五〇	三,三三
北川根村	四三	二,四一
大原村	五五	四,〇七
大池田村	五五	三,二二
七會村	六九	三,三三
北山内村	七三	四,七九
南山内村	七三	四,〇八
西山内村	一,三三	七,〇九
東那珂村	六二	三,〇三

那珂郡

北那珂村	六三	五,七六
岩瀬町	一,四〇	八,七二
合計	一,三九	七,〇七
湊町	三,二六	一五,七六
平磯町	一,六二	八,〇八
前渡村	六九	三,五九
中野村	六〇	三,五九
勝田村	六二	三,六二
川野村	五二	二,四一
佐野村	八六	四,三〇
村松村	七〇	四,七一
石神村	五九	三,三二
神崎村	六〇	三,四三
菅谷村	七九	四,〇三
五臺村	五〇	三,二二
柳河村	五五	三,五二
國田村	五〇	三,四三
戸多村	七〇	三,七九
芳野村	六〇	三,三九
木崎村	七〇	三,四九
瓜連村	六七	三,四八
靜村	六七	三,三三

久慈郡

大場村	五〇	二,八六一
上野村	四七	二,三五四
大宮町	七六	三,七五四
大賀村	五三	三,〇九
玉川村	五〇	二,六八
鹽方村	八〇	四,五九
山方村	一〇二	四,五九
櫛澤村	五七	三,四〇
小瀬村	六九	三,六〇
野口村	五八	三,六〇
長倉村	五〇	二,八〇
八里村	六三	二,七〇
巖郷村	六九	四,四四
合計	二,〇七	二〇,五九
久米村	五九	二,五八
郡村	五九	二,六七
佐竹村	五〇	二,九九
幸久村	五〇	二,九九
西小澤村	四一	二,六九
東小澤村	三六	二,六八
坂本村	四〇	二,一一
世本村	六七	三,五八
機初村	五六	二,七九
現原村	五〇	二,九二
立花村	五〇	二,九二
秋津村	七六	三,八八

金郷村	六七	三,五九
世喜村	六六	三,八三
金砂村	六九	三,六九
天下野村	五三	二,九三
高倉村	五三	二,九三
染和村	五三	二,九三
山田村	五〇	三,〇三
譽田村	八八	四,九三
佐都村	四〇	二,九一
河内村	五〇	二,七三
中里村	五〇	二,七三
賀美村	六三	二,九〇
小瀨村	六三	二,九〇
生瀨村	八二	四,一三
宮川村	六八	三,七三
黒澤村	八〇	四,五六
依上村	六七	三,七九
佐原村	五〇	三,三三
大子村	一,三九	六,七六
袋田村	六〇	三,五五
下小川村	六三	三,五五
上小川村	六三	三,五五
諸富野村	五〇	三,五五
太田村	一,九二	九,六三
久慈町	一,七九	八,六一
合計	三,三三	一六,六一
坂上村	六〇〇	三,三三

多賀郡

國分村	七五	四,五九
河原子町	五〇	三,四三
鮎川村	五〇	三,四三
助立町	五,八七	一六,三九
日高村	四三	三,四三
豊浦村	八〇	三,四三
榊形村	六九	三,四三
黒前村	五三	三,四三
松原町	二,一七	一〇,四八
松岡町	一,三〇	六,〇三
高岡村	四七	二,九三
南中郷村	一,三三	六,〇三
磯原村	二,三三	一〇,一四
華川村	一,二九	五,五九
關南村	一,二九	五,五九
大津町	一,三六	五,七六
平湯町	五〇	二,六八
關本村	六六	四,三三
合計	三,九七	一六,六四
夏海村	六五	三,三三
大谷村	六五	三,三三
沼前村	六二	三,三三
巴宿村	六二	三,三三
徳宿村	六二	三,三三
諏訪村	六二	三,三三
鉾田町	六二	三,三三

鹿島郡

新宮村	五五	二,五三
上島村	六六	三,三三
白鳥村	六二	三,三三
中野村	一,四〇	五,九〇
波野村	五五	三,〇三
波野村	五五	三,〇三
豊郷村	五五	三,〇三
豊津村	五五	三,〇三
鹿島町	五五	三,〇三
高松村	五五	三,〇三
息酒村	五五	三,〇三
若松村	一,七五	六,三九
矢野村	五五	三,〇三
波崎町	一,四五	五,九三
合計	一,五九	六,四三
麻生町	八〇	四,五九
香澄村	五五	三,〇三
八代村	四八	二,三三
潮來町	五〇	二,三三
津知村	五〇	二,三三
大生原村	五〇	二,三三
太田村	五〇	二,三三
大和村	五〇	二,三三
津澄村	五〇	二,三三
要澄村	五〇	二,三三
武田村	五〇	二,三三

行方郡

秋津村	七六	三,八八
現原村	五〇	二,九二
玉川村	五〇	二,九二
行方村	四〇	二,三三
小高村	四九	二,三三
玉造町	五〇	二,三三
手賀村	三三	一,九三
延方村	八四	三,九三
合計	一〇,九〇	四三,〇〇
江戸崎町	七〇〇	三,七〇
沼里村	五〇	二,三三
君賀村	五〇	二,三三
木原村	五〇	二,三三
安中村	五〇	二,三三
鳩崎村	五〇	二,三三
朝日村	五〇	二,三三
朝日村	五〇	二,三三
阿見村	五〇	二,三三
舟島村	五〇	二,三三
君原村	五〇	二,三三
奥野村	五〇	二,三三
陶野村	五〇	二,三三
莖崎村	五〇	二,三三
牛久村	五〇	二,三三
馴柴村	五〇	二,三三
八原村	五〇	二,三三
長戸村	五〇	二,三三

稻敷郡

大場村	五〇	二,八六一
上野村	四七	二,三五四
大宮町	七六	三,七五四
大賀村	五三	三,〇九
玉川村	五〇	二,六八
鹽方村	八〇	四,五九
山方村	一〇二	四,五九
櫛澤村	五七	三,四〇
小瀬村	六九	三,六〇
野口村	五八	三,六〇
長倉村	五〇	二,八〇
八里村	六三	二,七〇
巖郷村	六九	四,四四
合計	二,〇七	二〇,五九
久米村	五九	二,五八
郡村	五九	二,六七
佐竹村	五〇	二,九九
幸久村	五〇	二,九九
西小澤村	四一	二,六九
東小澤村	三六	二,六八
坂本村	四〇	二,一一
世本村	六七	三,五八
機初村	五六	二,七九
現原村	五〇	二,九二
立花村	五〇	二,九二
秋津村	七六	三,八八

根本村	四,五八〇	三,五八〇
柴崎村	三,八六〇	三,八六〇
太田村	三,八六〇	三,八六〇
高田村	三,八六〇	三,八六〇
大須賀村	三,八六〇	三,八六〇
伊崎村	三,八六〇	三,八六〇
古渡村	三,八六〇	三,八六〇
浮島村	三,八六〇	三,八六〇
龍ヶ崎町	一,一〇〇	一,一〇〇
大宮村	六,四〇〇	六,四〇〇
生板村	六,四〇〇	六,四〇〇
源清田村	四,一〇〇	四,一〇〇
長卒村	三,〇〇〇	三,〇〇〇
金江津村	七,〇〇〇	七,〇〇〇
十余島村	四,〇〇〇	四,〇〇〇
本新島村	四,〇〇〇	四,〇〇〇
合計	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇

新治郡

高濱町	三,五八〇	三,五八〇
田余村	三,五八〇	三,五八〇
玉川村	三,五八〇	三,五八〇
石岡村	三,五八〇	三,五八〇
園部村	三,五八〇	三,五八〇
瓦會村	三,五八〇	三,五八〇
林瀬村	三,五八〇	三,五八〇
戀瀨村	三,五八〇	三,五八〇
韋徳村	三,五八〇	三,五八〇
柿岡町	三,五八〇	三,五八〇
小幡村	三,五八〇	三,五八〇
小櫻村	三,五八〇	三,五八〇
志筑村	三,五八〇	三,五八〇
新治村	三,五八〇	三,五八〇
七會村	三,五八〇	三,五八〇
都和村	三,五八〇	三,五八〇
藤澤村	三,五八〇	三,五八〇
斗利出村	三,五八〇	三,五八〇
山ノ莊村	三,五八〇	三,五八〇
築原村	三,五八〇	三,五八〇
九重村	三,五八〇	三,五八〇
栗原村	三,五八〇	三,五八〇
中家村	三,五八〇	三,五八〇
東浦村	三,五八〇	三,五八〇
土浦村	三,五八〇	三,五八〇
三浦村	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

筑波郡

谷田部町	三,五八〇	三,五八〇
小張村	三,五八〇	三,五八〇
板橋村	三,五八〇	三,五八〇
久賀村	三,五八〇	三,五八〇
三島村	三,五八〇	三,五八〇
谷井田村	三,五八〇	三,五八〇
豊島村	三,五八〇	三,五八〇
鹿島村	三,五八〇	三,五八〇
長崎村	三,五八〇	三,五八〇
十和村	三,五八〇	三,五八〇
福岡村	三,五八〇	三,五八〇
眞名村	三,五八〇	三,五八〇
旭郷村	三,五八〇	三,五八〇
上郷村	三,五八〇	三,五八〇
吉沼村	三,五八〇	三,五八〇
高道祖村	三,五八〇	三,五八〇
作岡村	三,五八〇	三,五八〇
田水山村	三,五八〇	三,五八〇
菅間村	三,五八〇	三,五八〇
鏡波町	三,五八〇	三,五八〇
田井村	三,五八〇	三,五八〇
北條町	三,五八〇	三,五八〇
小田村	三,五八〇	三,五八〇
大穂村	三,五八〇	三,五八〇
葛城村	三,五八〇	三,五八〇
小野川村	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

眞壁郡

下館町	三,五八〇	三,五八〇
竹島村	三,五八〇	三,五八〇
養蠶村	三,五八〇	三,五八〇
河間村	三,五八〇	三,五八〇
中野村	三,五八〇	三,五八〇
五所村	三,五八〇	三,五八〇
伊崎村	三,五八〇	三,五八〇
大田村	三,五八〇	三,五八〇
關本町	三,五八〇	三,五八〇
河内村	三,五八〇	三,五八〇
川西村	三,五八〇	三,五八〇
下妻町	三,五八〇	三,五八〇
大寶村	三,五八〇	三,五八〇
騰波ノ江村	三,五八〇	三,五八〇
黒子村	三,五八〇	三,五八〇
嘉田生崎村	三,五八〇	三,五八〇
村田村	三,五八〇	三,五八〇
上野村	三,五八〇	三,五八〇
鳥羽村	三,五八〇	三,五八〇
大野村	三,五八〇	三,五八〇
長讚村	三,五八〇	三,五八〇
古里村	三,五八〇	三,五八〇
谷貝村	三,五八〇	三,五八〇
紫尾村	三,五八〇	三,五八〇
樺引村	三,五八〇	三,五八〇
雨引村	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

眞壁町	一,一〇〇	一,一〇〇
大國村	三,五八〇	三,五八〇
新治村	三,五八〇	三,五八〇
小栗村	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

結城郡

五箇村	三,五八〇	三,五八〇
三妻村	三,五八〇	三,五八〇
飯沼村	三,五八〇	三,五八〇
水海道町	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

猿島郡

七郷村	三,五八〇	三,五八〇
中川村	三,五八〇	三,五八〇
境町	三,五八〇	三,五八〇
長須村	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

北相馬郡

稲戸井村	三,五八〇	三,五八〇
山王村	三,五八〇	三,五八〇
寺原村	三,五八〇	三,五八〇
取手町	三,五八〇	三,五八〇
井野村	三,五八〇	三,五八〇
小文間村	三,五八〇	三,五八〇
六郷村	三,五八〇	三,五八〇
相馬町	三,五八〇	三,五八〇
高須村	三,五八〇	三,五八〇
川原代村	三,五八〇	三,五八〇
北文間村	三,五八〇	三,五八〇
文間村	三,五八〇	三,五八〇
布川町	三,五八〇	三,五八〇
文間村	三,五八〇	三,五八〇
東文間村	三,五八〇	三,五八〇
合計	三,五八〇	三,五八〇

正しき統計明るい政治  
 調査の正確と報告の迅速は統計の生命なり  
 正確な統計は理解ある人より生る  
 百の憶測より一の生命  
 一に統計二に善政  
 今日統計明日の方針  
 統計なき人生は暗黒なり  
 百の議論より一の統計  
 統計は社会の明鏡なり  
 統計の價値は使用者に依る



# 興味ある人の出入

統計から見た社会情勢

次に種々なる方面から多分に興味を以てみられるのは出入人口で、これによつて何郡の人は活動的であるとか、進取的だとか、何郡には犯罪人が多いとか、大いに考へさせられる幾多の生ける材料を示してくれる、例へば無論郡の大小にもよるが或ひは朝鮮に行つて働いてるとか、臺灣に出稼ぎしてるとか、外國へ行つてるとかといふの、一番多いのは久慈郡で、眞壁、多賀、新治等、もかなりある、鹿島郡は漁業の關係

からか樺太に働いてゐる者が男が五百六人、女が三百四十七人併せて八百五十三人といふ斷然多數を示してゐる、在監人——これはあまり香しくないことだがこの在監人の筆頭は那珂郡の七十五人で、東茨城の六十六人(内女二人)新治の五十九人(内女二人)眞壁の五十八人(内女五人)などの順序になつてゐる、この方面の一番少ないのは水戸の十四人は別として北相馬の二十五人である。

## 市町村出入人口調

(昭和九年十月一日現在)

市町村	出の部 (其の一)		計	陸海軍部	在監者
	男	女			
東茨城	二,三六一	二,三六一	四,六二二	—	—
西茨城	一,一四七	一,一三三	二,二八〇	—	—
那珂	二,五〇一	二,四八一	四,九八二	—	—
久慈	四,二二六	四,四八二	八,七〇八	—	—
多賀	三,七三六	三,三三三	七,〇六九	—	—
鹿島	一,一六六	一,一〇六	二,二七二	—	—
行方	一,一九九	一,一六五	三,一六四	—	—
稲敷	二,〇三二	二,一四〇	四,一七二	—	—
新治	三,一七七	三,三三六	六,五一三	—	—
筑波	一,一三三	一,一〇〇	二,二三三	—	—
眞壁	三,六三三	三,三三三	六,九六六	—	—
結城	一,五七六	一,〇八八	二,六六四	—	—
猿島	一,六四三	一,一七七	二,八二〇	—	—
北相馬	七三三	七三三	一,四六六	—	—
合計	三〇,五九六	三〇,一八〇	六〇,七七六	—	—

市町村	出の部 (其の二)		計	不詳	總計
	男	女			
東茨城	一,一六六	一,一六六	二,三三二	—	二,三三二
西茨城	七〇〇	七〇〇	一,四〇〇	—	一,四〇〇
那珂	一,一六六	一,一六六	二,三三二	—	二,三三二
久慈	—	—	—	—	—
多賀	—	—	—	—	—
鹿島	—	—	—	—	—
行方	—	—	—	—	—
稲敷	—	—	—	—	—
新治	—	—	—	—	—
筑波	—	—	—	—	—
眞壁	—	—	—	—	—
結城	—	—	—	—	—
猿島	—	—	—	—	—
北相馬	—	—	—	—	—
合計	一,八六六	一,八六六	三,七三二	—	三,七三二

久慈	2,010	2,711	1,500	1,211	1,267	2,478	2,060	2,334	5,100	2,000
多賀	2,211	2,544	1,500	1,044	1,157	2,657	2,300	2,466	5,066	2,447
鹿島	2,100	2,333	1,500	833	1,200	2,700	2,300	2,400	4,700	2,200
行方	2,600	2,800	1,500	1,300	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
稻敷	2,300	2,500	1,500	1,000	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
新治	2,100	2,300	1,500	800	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
筑波	2,200	2,400	1,500	900	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
眞壁	2,300	2,500	1,500	1,000	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
結城	2,400	2,600	1,500	1,100	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
猿島	2,500	2,700	1,500	1,200	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
北相馬	2,600	2,800	1,500	1,300	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300
合計	2,700	2,900	1,500	1,400	1,500	3,000	2,500	2,700	5,200	2,300

入の部 (其の一)

水戸	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
東茨城	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
西茨城	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
那珂	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
久慈	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
多賀	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	計	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

入の部 (其の二)

鹿島	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
行方	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
稻敷	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
新治	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
筑波	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
眞壁	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
結城	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
猿島	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
北相馬	自都内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	自縣内他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	計	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

新治	五九,六〇〇	六六,三〇〇	一五,七〇〇	七二,〇〇〇	七五,三〇〇	一四〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	五〇,〇〇〇
筑波	五三,〇〇〇	五三,九三三	一〇,〇〇〇	四三,一三三	四四,四八八	八七,五三九	一四,七五七	五〇,九四〇
眞壁	八二,六二二	八一,九三六	一〇,六八六	七二,〇〇〇	六九,三三三	一三〇,〇〇〇	三三,五七七	五八,一〇〇
結城	六九,七六六	六九,七六六	一〇,〇〇〇	五九,七六六	五九,七六六	一一〇,〇〇〇	一八,四四六	六〇,三二二
猿島	五八,八〇〇	五八,八〇〇	一〇,〇〇〇	四八,八〇〇	四八,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一九,〇〇〇	六〇,八〇〇
北相馬	三三,〇〇〇	三三,五六八	三,五六八	三〇,〇〇〇	二九,〇五〇	六二,二二二	一九,〇〇〇	四三,二二二
合計	六九二,八六六	六九四,一六六	一,八四〇,〇〇〇	七一九,九〇〇	七五二,八〇〇	一,五三二,八〇〇	二八二,七一一	五〇〇,〇〇〇

多賀郡南部統計事務研究会

役員更迭 (十二月六日 於同研究会臨時總會)

【新】 【舊】

- |     |        |       |        |
|-----|--------|-------|--------|
| 顧問  | 河原子町助役 | 鈴木 徹  |        |
| 會長  | 坂上村助役  | 丸山 寅松 | 元河原子町長 |
| 副會長 | 黒前村助役  | 弓野 民彌 | 坂上村助役  |
| 幹事  | 坂上村書記  | 田村 實  | 河原子町助役 |
|     |        |       | 鈴木 徹   |

祝 發 刊

長會究研務事計統郡方行

郎 三 貫 小

縣 產 一 億 七 千 萬 圓

生産一戸當六百二十六圓

昭和八年中に於ける本縣の各種生産物總額は一億七千五百五十萬千六百二十三圓にして前年に比すれば二千五百十二萬五千六百五十七圓(一割六分七厘)の増加を示した。之を種類別に觀れば農産物九千四百五十九萬七千三百六十一圓で、之に次ぐは工産物五千五十三萬二千三百四十八圓、鑛産物千四百十三萬九千三百五十七圓、水産物六百二十八萬千五百五十二圓、林産物五百五十八萬九千五百八十四圓、畜産物四百三十六萬千四百二十一圓にして尙之を前年に比すれば農産物に於て千三百七十七萬八百八十三圓(一割七分〇厘)工産物に於て七百二萬八千四十七圓(一割六分二厘)鑛産物に於て二百六十一萬五千六百八十七圓(一割二分七厘)水産物に於て百萬五千四百六十四圓(一割九分一厘)林産物に於て四十九萬二千四百十六圓(〇割九分七厘)畜産物に於て二十一萬三千五百三十圓

(〇割五分一厘)の孰も増加を示した。  
 なほこの生産額を郡市別に比較すると多賀郡の三千四百四十二萬八千四十二圓を最高とし新治郡の千五百二十二萬三千八百六十八圓、猿島郡の千三百九十一萬千七百十二圓、水戸市の千三百四十七萬四千八百十九圓、眞壁郡の千二百四十五萬二千四百三十四圓之に亞ぎ以下は那珂、稻敷、久慈、結城、東茨城、鹿島、筑波、西茨城、行方、北相馬の順位となる。  
 而して現任一戸當生産額は六百二十六圓にして之を一人當とするときは百十三圓となる。

× × × ×

郡市別に觀た各種生産額

郡市	農産物	畜産物	林産物	鐵産物	水産物	工産物	合計	前年ニ比シテ増減
水戸	七、八三三、四〇〇	三、五七〇、〇三三	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、五二六、〇〇〇	三、八四四、九六九	一三、四七四、八一九	二五、一六〇
東茨城	四、〇〇七、七一九	一、四三三、三三三	八、三三〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	九、七五、〇〇〇	一〇、〇二一、七五〇	八七、三一一
西茨城	八、九四三、五一〇	二、六二七、七六七	五、七七八、〇〇〇	—	一、二六五、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇三三、〇〇〇	五七、〇〇〇
那珂	七、四四三、三三三	三、七二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	七、〇〇〇、〇〇〇	一、七五九、〇〇〇	一三、〇三三、〇〇〇	二、九四三、三三三
久慈	三、一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
多賀	三、一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
鹿島	五、四四三、三三三	二、九四五、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	—	一、七七一、〇〇〇	八、八二一、三三三	八、九三三、〇〇〇	九四、〇〇〇
行方	四、三三三、三三三	一、八二一、三三三	二、四二一、三三三	—	二、三三三、三三三	八、八二一、三三三	五、五八八、五八〇	八四三、〇〇〇
稲敷	九、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	七、〇〇〇、〇〇〇	二、二六六、六六六	一三、九三三、三三三	一、九三三、三三三
新治	九、八三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	—	一、七七一、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	一五、三三三、三三三	一、九三三、三三三
筑波	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	—	五、五六七、五六七	三、三三三、三三三	一三、〇〇〇、〇〇〇	七、七七一、〇〇〇
眞壁	八、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	二、三三三、三三三	三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三
結城	七、三三三、三三三	五、〇〇〇、〇〇〇	八、七七一、〇〇〇	—	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一〇、七七一、〇〇〇	一、三三三、三三三
猿島	七、三三三、三三三	二、九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	二、二七八、二七八	五、八三三、三三三	一三、九三三、三三三	一、三三三、三三三
北相馬	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	四、七七一、〇〇〇	—	一、三三三、三三三	五、三三三、三三三	四、五三三、三三三	四、五三三、三三三
總計	六九、五七〇、三六一	四三、三三三、三三三	五、五九九、六六六	一四、二二二、三三三	六、二二二、三三三	五〇、五三三、三三三	一五、〇〇〇、〇〇〇	二五、一三三、三三三

逐年發達する本縣の園藝

百合の香りは多賀が第一

昭和九年に於ける園藝農作物蔬菜及花卉の二（インゲンマメ、キウリ、シロウリ、カボチャ、スイカ、マクワウリ、ナス、トマト、ハナユリ）は作付段別合計五千四百四十八町九段にして之が生産價額は百九十五萬七千五百六十一圓で、産額を種類別にすると左の通りである。

スイカ	五八二、六五八圓	(六、四九一、九三四貫)
ナス	四三四、五〇五圓	(四、八一四、八六九貫)
カボチャ	二九九、八一四圓	(二、六八三、四九九貫)
キウリ	二八〇、六八〇圓	(二、九五三、六七五貫)
トマト	一四九、〇八三圓	(一、三九七、〇四七貫)
シロウリ	八一、七〇一圓	(六二三、八三九貫)
マクワウリ	六二、九六三圓	(四五一、二九九貫)
インゲンマメ	五六、一四六圓	(三、五八八石)
ハナユリ	一〇、〇一一圓	(六〇七、三〇〇個)

而して之を前年に比すれば作付反別に於て四百四十四町二反（零割八分九厘）を、價額に於て十六萬四千四百五十一圓（零

割九分二厘）を増加した。之を種類別に觀れば作付反別に於てインゲンマメ、カボチャ、スイカ、ナス、トマトは増加し就中スイカ、トマトは著しく増加した。價額に於ては各種類とも増加を示した。参考の爲最近五ヶ年間に於ける作付反別及生産價額を左に掲げる。

年	作付反別	生産價額
昭和五年	四、一二四・一	一、六六六、三三七圓
昭和六年	四、四九四・六	一、四七二、四三〇
昭和七年	四、七六一・二	一、六〇四、四二三
昭和八年	五、〇〇四・七	一、七九三、一一〇
昭和九年	五、四四八・九	一、九五七、五六一

尙ほ九年の蔬菜及び花卉の收穫高を郡市別に表示すれば左の如くなる。





稻	三〇・四	三三	四、四四四	四、四四	一四、九四九	一七、九四四	三〇・〇	六、五〇〇	一四、六八八
新	三〇・九	四六	四、三三三	四、三三	一四、〇〇〇	一六、一〇〇	三〇・二	六、三二二	一四、三三三
筑	三〇・〇	三五	六、三三七	六、三三	一〇、一五七	一三、六八八	二二・六	七、一〇〇	一四、八八八
眞	二九・二	三五	五、二二六	五、二二	七、九九	二六、二二七	一六・六	六、二二二	一四、七九九
結	二九・一	三五	四、七七一	四、七七	一六、九九九	一六、九九九	七・七	三、三三三	一三、三三三
猿	二九・五	一四	三、四九	三、四九	一六、九九	一六、九九	一一・〇	三、三三三	一四、七九九
北	二八・八	一四	一、八八	一、八八	二九・二	一三、五五	一五・五	六、二二二	一四、六八八
相	二九・七	三、六八	五、四四	五、四四	七、五五	二六、六六	一〇・七	六、三三三	一四、七〇一
合	二九・七	三、六八	五、四四	五、四四	七、五五	二六、六六	一〇・七	六、三三三	一四、七〇一

### 會社及工場御注意

會社票は二月十日限り工場調査票は二月末日限り市町村より縣へ進達すべき規定で  
すが内容審査の上は期限を俟たずなるべく取急ぎ御提出を願います、尙用紙が不足の  
場合は直ぐ統計課へ御申出下さい。

## 地方統計主任官會議

川崎統計課長出席

### 農林省

農林省では十月二十四、五の兩日、  
地方統計主任官會議を開催、山崎農林  
大臣の訓示に次いで本多統計課長の挨拶あり、指示注意の後協議に入り本省  
並に各府縣提出の協議案を付議したが  
本縣からは川崎統計課長及び小林屬出  
席、左記三件を提出した。

- 一、統計補助金に關する件
- 一、第六麥豫想收穫高及第七麥の報告期限變更に關する件
- 一、園藝農産物中促成栽培の調査に關する件

尙ほ山崎農相の訓示、本多統計課長の挨拶要旨並に指示注意協議事項左の如し

### 山崎農林大臣訓示

今回地方統計主任官會議の開催せらるゝに當り一言申述べたいと思ひます  
申す迄もなく統計は各般の政策を樹立する上に於て又之が運用の遺憾なきを期する上に於て最も重要な基礎資料となるものでありまして各種統計の整備充實を圖ることは極めて重要な事柄に屬するのであります。

偕て現下の状態を觀ますに我國の農山漁村は連年の經濟不況に喘ぎ未だ之より脱却するに至らない今日水害、旱害、冷害或は暴風雨等あらゆる天災に襲はれまして眞に未曾有の困難に遭遇致したのであります。此の窮狀を打開するが爲に政府としては相當匡救の實を擧ぐる程度の應急策を講じて居りま

### 統計調査員異動

(上は新任 括弧内は舊)

- 十月三十一日 猿島郡古河町 野本 總助(田谷健三郎)
- 十一月一日 鹿島郡白鳥村 日向寺富七(飯岡定右衛門)
- 小見 彦男(小見 良平)
- 飯島 甫(飯島 保)
- 小野 一二(小野 忍一)
- 菅谷 覺雄(菅谷 房吉)
- 十一月二十九日 新治郡高濱町 長谷川勇之助(細井彌兵衛)
- 十二月二十日 鹿島郡若松村 吉田善兵衛(辻野 昇七)
- 田谷 正雄(田谷谷五郎)
- 十月三十日 猿島郡古河町 田谷健三郎 (死亡)
- 十一月二十五日 結城郡江川村 大和田久一 (死亡)

### 寄贈圖書

昭和七年徳島縣統計書(第三編)

すが更に進んで農山漁村經濟の建直しに關する諸般の恒久對策をも講ずる必要があるのであります。而して右の應急策、恒久策の何れを問はず其の政策樹立に際し農林統計は常に其の基礎資料たるべきものでありまして農林統計の使命は愈々重大になつて來たと謂はねばなりません。

政府に於ても統計の重要性が益々増大して來るのに鑑みまして絶えず統計調査の改善に留意して居るのであります。昨年(昭和八年)には農村に最も緊密なる關係を有する米穀に就きまして其の生産統計調査方法を改正したのであります。昨年の調査は改正當初のものなるにも拘らず非常の困難なる中に於て各位の努力に依りまして概ね良好なる結果を收め得たのであります。更に本調査の完璧を期する様今後一段の御努力を希望する次第であります。

尙一般農林統計調査に關しまして農山漁村の現状と統計の使命とに鑑み

次第であります。

扱て一般經濟界の不況も既に數年に亘り未だ一部工業方面を除いては景氣も充分恢復致さず我農山漁村の將來は頗る憂慮すべきものがあるのであります。本年は此の不況に加へて更に各種の天災に見舞はるゝに至つたのであります。被害地方に對しては尙に同情を禁じ得ないものがあるのであります。

災害の爲困窮に喘ぐ農山漁村に對して應急並に恒久の施設を講ずることの必要なるは申す迄もない事でありまして政府は目下着々之が實現に向つて努力して居る次第であります。斯の様な災害頻出の時に於きましては動もすれば人心に落を缺き従つて統計調査の如き落付て冷靜に行はねばならぬ仕事の遂行に遺憾の點を生ずる虞がないとも限らないのであります。然るに之等災害に對する應急又は恒久の施設を講ずるに當つては統計調査は常に基礎資料として重大なる役目を持つて居るのであります。従つて統計は常に嚴正にして公平でなければならぬのであります。

殊に米と藁は農家の主要収入部門をなし

まして一層の努力を拂はるゝは固より農林統計調査の第一線に立つ統計調査員並市町村統計關係者の活動を促進して地方統計事務の刷新を圖ると共に一般民衆に對しても統計思想を普及することに努められまして農林統計調査の萬全を期せらるゝ様切望する次第であります。

尙本會議の議題となれる各種の事項に對しましては地方統計事務に關する實際上の御經驗と御所信とを披瀝せられて充分に審議を盡されんことを希望致します。

本多統計課長挨拶

本年は例年にならぬ各種の災害が各地方に相次いで起りました。之が實地の救援に將又對策立案に夫々御多忙中にも拘らず各位の御參集を得まして農林統計事務に關し隔愛なき意見の交換を致し充分御協議を致すことの出來ますことは私の深く喜びとする所でありまして共に各位の平素の御精勵御努力に對し此の機會に多大の敬意を表する

ますが故に其の收穫高又は收購高の多少は農家經濟に多大の影響を及ぼすこととなるのであります。農村對策樹立の基準が米藁の調査の結果に置かるゝ場合の多いことは決して偶然ではないのであります。従つて各位は米の生産統計及藁の調査に關しては特に之を慎重に取扱つて戴きたいのであります。今や米に付ましては第二回豫想收穫高調査の時期も數日の後に迫つて居るのであります。此の豫想收穫高調査の結果は早害、風水害、冷害等最近各地に相次いで起れる災害の總決算とも相なるのであります。各方面より注視の的となつて居るのであります。従つて各位は米の第二回豫想收穫高調査に當つては調査員始め市町村當局をして寸毫も私心を挟ましむるがなきことなきは勿論進んで從來に比し一層正確に之を調査せしむることに努められまして米生産統計の社會的信用を益々大ならしむることに此際一段の御配慮を煩はしたいのであります。本月十九日の本職より地方長官に對する本年米第二回豫想收穫高に關する依命通牒も此の趣旨に外ならざる儀に付本機會に於て重ねて各位の御留意を希ふ次第であります。

- 昭和七年福岡縣統計書(第一編) 福岡縣統計課
- 昭和七年福岡縣統計書(第三編) 同
- 統計上から大阪みれば 大阪府
- 昭和八年山形縣統計書 山形縣
- 世界大戰中の佛國工業 資源局
- 昭和九年福岡縣春蠶統計 福岡縣統計課
- 昭和九年福岡縣人口統計 同
- 昭和七八年北海道米麥統計 北海道廳內務部庶務課
- 昭和七年栃木縣統計書(第二編) 栃木縣
- 昭和九年版勞働統計要覽 內閣統計局
- 國勢グラフ(十月號) 國勢社
- 文部省第五十七年報 上卷下卷 文部大臣官房文書課
- 兵庫統計(第四十三號) 兵庫縣統計協
- 統計界(第五卷第十號) 岩手縣統計協
- いしすゑ(十二月號) 福岡縣統計協
- 我國人口問題の解決方針 人口問題研究會
- 愛媛縣勢一覽(昭和九年) 愛媛縣統計課
- 昭和七年群馬縣統計摘要 群馬縣
- 第四十六回統計報告 大日本帝國內務省

- 統計上より觀たる山口縣の地位 山口縣統計係
- 統計上より觀たる岐阜縣の地位 岐阜縣
- 資源(第四卷第七號) 資源局
- 統計時報(第四八號) 內閣統計局
- 昭和九年勞働統計實地調査報告 同
- 第一卷工場の部 同
- 昭和七年栃木縣統計書(第一編) 栃木縣
- 岐阜縣勢要覽(昭和九年刊行) 岐阜縣
- 第四十五回遞信省月報 遞信省
- 昭和八年蠶糸類及真綿統計表 農林省
- 昭和八年大阪會社統計速報 大阪府
- 昭和七年岩手縣統計書 岩手縣
- 第一一〇號貨銀物價統計月報 農工省
- 昭和八年製糸職工養蠶備貨銀統計表 同
- 大原社會問題研究所雜誌 第一卷第五號
- 昭和九年群馬縣春蠶統計 大原社會問題研究所
- 昭和九年群馬縣麥統計 群馬縣
- 石川縣勢一斑(昭和九年版) 石川縣
- 私の地位 大分縣
- 千葉縣の麥統計(昭和九年) 大分縣

す。

現下の社會情勢の下に於て一段と其の重要性を加へて参りました所の農林統計調査の正確と適切とを期する爲に各位の探るべき方策は種々あらうかと思ふのであります。が就中以下指示すべき事項に付ては格別の努力を御願ひしたのであります。

### 指示事項

- 一、統計思想の普及發達に關する件
- 二、米生産統計の整備に關する件
- 三、被害統計に關する件

### 注意事項

- 一、報告期限の勵行に關する件
- 二、米、麥及繭統計の報告に關する件
- 三、家畜統計に關する件
- 四、農林被害統計に關する件
- 五、報告様式に關する件
- 六、活動寫眞フィルム貸與期間嚴守に關する件

### 本省提出協議事件

- 一、地方農林統計事務整備刷新に關する件
- 一、農林統計功勞者表彰に關する件

であります。從て産業上及國防上施設すべき重要問題が輻輳して居る我國現下の情勢に鑑みまして産業統計の整備充實を圖ることは最も緊要のことであると見ます。

從來本省に於きましては鋭意商工統計の改善刷新に努力して來たのでありまして嚮に本年三月賃銀統計に根本的改正を加へましたのも一に此の時勢の進展に適應せしめんが爲であります。更に工場統計、商工省統計を初めとし各種商工統計は何れも各位の御協力に依り益々其の内容を整備し來りまして今や公私各方面に亘り廣く利用せられて居りますことは寔に欣快に堪へない次第であります。併し乍ら現在の商工統計は素より之を以て完璧と云ふことは出來ないのであります。特に我國工業上極めて重要な地位を占むる中小工業の經營の實情を明白ならしむる爲には遺憾の點が尠くないのであります。斯の如き遺憾の點を改めて商工統計の

- 一、市町村農林統計票作成に關する件
- 一、農林水産生産總價額調査方法統一に關する件

## 商工省

商工省に於ける地方統計主任官會議は農林省の同會議に引きつゞき十月廿六、廿七兩日同省會議室に於て開催され本縣よりは川崎統計課長並郡司屬が出席した、同會議に於ける町田商工大臣の訓示並指示、注意、協議事項及縣提出事項は左の通りである。

### 商工大臣訓示

本日茲に地方統計主任官會議を開催するに當りまして一言所懐を述ぶるの機會を得ましたことは私の最も欣幸とする所であります。

惟ふに産業統計は産業行政の基礎資料たるのみならず民間各種企業經營上の重要な指針となるものであり更に國家總動員計劃設定に關する基本資料

整備を期することは最も緊急の要務と致す所でありまして本會議に於きましては此等の點に關しまして各位の御協力を煩はしたいと考ふるのであります。何卒慎重審議の上適當なる改正方策の樹立に御協力あらんことを希望する次第であります。

最後に此の機會に於きまして特に統計思想の普及に付て各位に一段の御協力を煩はしたいと存するのであります。申す迄もなく統計の整備と云ふことは官民の協力に依り初めて期せらるゝものであります。中央及地方の統計機關が如何に整備致しましても一般民間當業者に於て十分なる理解と誠意ある協力とが無いならば適正迅速なる統計は到底之を作成することは出來ないのであります。從來中央に於ても又地方に於ても統計思想の普及には大いに力を用ゐて來た所でありますが今や我國内外の情勢に鑑み産業統計の重要性が愈々加重せられて來たのであります。か

高知縣移出入貨物(昭和八年)	千葉縣知事官房統計課
昭和九年度市町村稅課率及吏員一覽	高知縣知事官房
廣島縣概況(昭和九年版)	福岡縣統計課
昭和九年長崎縣麥統計	廣島縣
日本都市年鑑	長崎縣
統計上より觀たる岡山縣の地位	東京市政調査會
工業現勢 第三卷第十二號	岡山縣知事官房
昭和八年鳥取縣統計書(第四編)	東京工業大學工業調査部
東京株式取引所統計月報(十一月)	鳥取縣
昭和八年鳥取縣生產額	鳥取縣
昭和九年福岡縣麥菜種統計書	東京株式取引所調査課
昭和九年十一月小賣物價月報	鳥取縣
昭和八年大分縣工場一覽	商工大臣官房統計課
昭和八年栃木縣統計書第四編	大分縣知事官房
職業紹介公報百第三十二號	栃木縣
動力附漁船に關する統(計昭和九年十二月刊行)	中央職業紹介事務所
	農林省水産局

昭和七年專賣局第三五回年報專賣	賣局
昭和八年高知縣統計書(第二編)	高知縣
昭和八年長崎縣統計書(第四編)	長崎縣
昭和九年版石川縣勢一斑	石川縣知事官房
昭和八年重要物產統計書	群馬縣
昭和九年版臺灣事情	臺灣總督府
昭和九年黃海道々勢一斑	黃海道
昭和八年度郵便貯金郵便局別狀況表	貯金局
人口問題講演集(第二輯)	人口問題研究會
昭和八年千葉縣生產額要覽	千葉縣知事官房統計課
統計パンフレット	千葉縣知事官房
米(昭和九年十一月刊)	神奈川縣統計調查課
昭和八年度事業統計	水戸地方專賣局
昭和九年千葉縣の家禽	千葉縣知事官房統計課
昭和七年岩手縣統計書第一編	岩手縣
統計時報	德島縣統計協會
統計報告	富山縣統計協會
統計	千葉縣統計協會

ら此際尙一層統計思想の普及に努め適正迅速なる統計を作成する様特に御配慮あらんことを切望致して止まない次第であります。

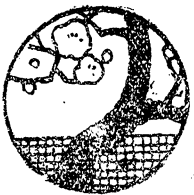
指示事項

- 一、産業統計の整備充實に關する件  
注意 事項
  - 二、報告期限の勵行に關する件
  - 三、工場調査票集計發表に關する件
  - 四、會社統計に關する件
  - 五、商工省統計に關する件
  - 六、織物産額調に關する件
  - 七、補助申請書並決算書記載方に關する件
- 協議 事項
- 一、重要作業機械及設備に關する調査改正の件
  - 二、工業經濟狀況調査の件
- 縣提出事項
- 一、工場調査票様式改正の件

本會へ寄附金

本協會設立の趣旨に共鳴せられ援助の意味を以て寄附金を提供された方が舊臘未迄に總額金六百九拾圓也に達しました、左に芳名を録して感謝の意を表します。

- 茨城無盡株式會社 常陸セメント株式會社
- 株式會社土浦五十銀行 株式會社川崎貯蓄銀行水戸支店
- 株式會社川崎第百銀行水戸支店 株式會社常磐銀行
- 井態製菓株式會社 株式會社茨城農工銀行
- 當磐無盡株式會社 茨城製水株式會社
- 株式會社茨城貯蓄銀行 株式會社三ツ輪銀行
- 茨城電氣株式會社 鹿島參宮鐵道株式會社
- 日清製粉株式會社水戸工場 株式會社石岡銀行
- 下妻無盡株式會社 猿田公益銀行
- 茨城瓦斯株式會社 茨城縣畜産組合聯合會
- 多賀郡南中鄉村調査員瀧長壽殿外九名



統計俳壇

前田 猶 春 選

雪

戸をあけて宵の庭木の雪明り 結城 飯沼 徳 太 郎  
 雪の日のわれひとりゆく山路かな 久慈 賀美 石川 健  
 驛を去る汽車の灯うつる深雪かな 鹿島 歌訪 琴 月  
 鳥去つて雪振り落す庵木かな 新治 戀瀬 木 堂  
 小荷物にいさゝかの雪かゝり來し 北相馬高野 香 郵

東北 飢 饉

雪風刈らぬまゝなる田なりけり 行方 武田 ゆたか  
 鶏追ふて雪の篋くどりけり 猿島 長須 小 舟  
 かばかりの雪に傾く葎かな 西茨城西山内 正 二

薪を割る納屋のまひるの雪雫

猶 春

統計俳壇募集

次回 課題 『梅』『冬の月』  
 句數 一人十句以内(半紙二つ折にしたゝむ)  
 選者 前田猶春先生  
 宛名 茨城縣廳内統計協會  
 締切 二月二十日



統計川柳

山中 緋 郎 選

數に因んで

算盤の最后儲けの珠を入れ 林 令 風  
 胸算をして粉煙草うまく喫ひ 名川 邑 人  
 家計簿のどうにかやつて行く數字 水谷 要 人  
 割勘をあした支拂ふ別れ道 關 歌 詩 句  
 未知數なものへ努力のひた向きに 田 邊 清 幻  
 手をとつてやれば盲人年をきゝ 小松原 茶 亭  
 慈善鍋一錢投げて氣が軽い 落 合 思 月

### 統計川柳募集

山中 緋郎選

題『米』『統計に關する雜詠』各五句吐

締切 二月二十日

宛名 茨城縣廳内茨城縣統計協會

### 投稿歓迎

- 一、種類に制限ありません(論説、所感、體驗實記、質疑、文藝、その他)揮つて投稿されたい、佳作には賞品を呈します。
- 一、用紙は成るべく原稿紙とし文字は明瞭に書かれます。
- 一、原稿には住所氏名を明記すること(但し誌上の匿名は支障ありません)
- 一、原稿の取捨採否は編輯部に一任されたい
- 一、三月號は二月二十日迄に送付のこと
- 一、原稿は一切返送しません
- 一、宛名は「茨城縣廳統計課内茨城縣統計協會編輯部宛」のこと

冬枯へ文一つない子の行方  
 義理一つ缺いて淋しい子澤山  
 又一人日本へ殖へる湯を沸かし  
 決死隊暮ればみんな一步出る  
 忘れ物一つを乗せて終電車  
 一藝を持つて一座の緒口を受け  
 はねる迄一つあいてる指定席  
 珠算の一つの珠へ利を求め  
 一錢の世辭へ儲けをふと思ひ  
 大男立てば新婚二人掛け  
 劍突を喰つて自轉車二度に置き  
 埋火は二度に見てから留守にする  
 君が代へ花瓶一杯陽が當り  
 履歷書を幾つか出して春を待ち  
 夜遊びに馴れて時計を待つてゐず  
 押入に七輪がある二階借  
 滿洲へ稼ぎに行つてそれつきり  
 叩き賣りまだく負ける聲を立て

○

水の面に鶴影二つ和む春

松田 思秋  
 野々村 史葉  
 榎本 光惠  
 平岩 春梅  
 中山 假面坊  
 中庄 信夫  
 内田 靜豊  
 峰松 三鏡  
 菊池 三春  
 山田 高月  
 齋藤 正郎  
 佐藤 正郎  
 佐 籟 しける  
 山下 靜時  
 川久保 秋市  
 大關 耕村  
 泉 瓢堂  
 津邸 瓢二樓  
 小島 大口坊

緋郎

### 會費納入方依頼

昭和九年度本會の分賦金は一市町金參圓宛納入して戴く譯ですが一月十五日現在でまだ未納の向が左記の通りありまして整理上困つて居りますから至急御拂込を御願致します。東茨城郡坪村、全郡大貫町、西茨城郡南山内村、那珂郡菅谷村、全郡國田村、全郡玉川村、久慈郡黒澤村、全郡佐原村、全郡下小川村、新治郡戀瀬村、眞壁郡小栗村

### 統計調査用紙印刷

統計調査小票及其他用紙の印刷は本年より本會に於て印刷することになりました。一月十五日各市町村に通知を發しましたから昭和十年度所要數を見越して來る二月五日迄に當會宛御申込願ひ但し一種類百枚未満の端數は整理上取扱はさることになつて居りますから御注意下さい。

### 昭和十年統計報告用紙の送付

印刷の都合に依つて取敢す一月分使用の分のみ送りましたが二月以降報告の分此の程刷成を了しましたから一月二十五日迄には此申込の部數御送付致しますから諒承せられたい。

編輯後記

創刊號だ——殊に新たに生れた統計協會が最初の事業として手を染める雑誌なんだ素晴らしいものを作りあげようと念じつゝ、相當努力もしてみたが、何しろ統計の知識には、まるつきり素人の私である。與へられた一つの材料を、とみかうみ如何様にこれを扱ふべきかに、今日迄随分長い間新聞や雑誌の編輯に經驗をもつ私でありながら會て味つたことのないやうな人知れぬ苦心をこの雑誌に捧げた。

そんなことで、折角努力はしてみたがまことに不手際なものが出来てしまつて、おもはゆい次第である、しかし、川崎統計課長をはじめ、課の皆さん、協會の皆様懇切なる御指導もありますし、一段と努力精進、味はつた苦い經驗を生かしていきたくと考へてゐる。

次ぎは私からのお願ひだが材料は澤山あ

ればあるほど、編輯者には都合がよゝ、のみならずこれをモザイクしていくところに編輯の妙味はあり、雑誌の體裁も整ふわけである。だから別項にも特記してある通り、協會員各位もどしどし寄稿していただきたい、地方の方々の體験記、苦心の實話等もまた最も好ましい。縣下四千の統計調査員諸君！雑誌「茨城統計」は諸君が諸君のために作る、斷然諸君のものであるといふ強い御信念をもつて可愛がつて育て、貰ひたい——(富岡如夢)

茨城統計と  
廣告の効果

「茨城統計」は縣下三百八十ヶ町村及び各市町村の統計調査員三千九百名は勿論縣下各種団体、會社、工場等に配付し、中央各省、道府縣へも漏れなく配付するものにて廣告の効果偉大なるものがあると信じます。

□本誌廣告料金は左の通りです

特別(一頁(表紙裏表)) 金貳拾圓  
普通(一頁) 金拾五圓  
普通(半頁) 金拾圓  
普通(四分) 金參圓

□同一廣告を引續き二回以上の時は、一割、五回以上は二割の割引をします

□廣告に寫真挿入又は版木を要するものは其の費用を別に申受けます

□廣告料は前納に願ひます

茨城縣廳  
茨城縣統計協會

昭和十年一月十三日印刷  
昭和十年一月十五日發行  
(隔月) 回十五日發行

一部金拾錢  
水戸市北三ノ丸 茨城縣廳  
發行所 茨城縣統計協會内  
編輯人 川崎 末吉  
水戸市南三ノ丸一〇七ノ二  
印刷所 柴 印 刷 所  
水戸市南三ノ丸一〇七ノ二  
印刷所 柴 印 刷 所  
水戸市北三ノ丸 茨城縣廳内  
發行所 茨城縣統計協會